

環境問題の総括

2025年度3Q(10月～12月)

「環境問題の総括」情報源

- ・ 日経新聞電子版 <https://www.nikkei.com/>
- ・ NIKKEI GX <https://www.nikkei.com/prime/gx>
- ・ 環境省報道発表 <https://www.env.go.jp/press/>
- ・ 経済産業省報道発表 https://www.meti.go.jp/press/category_05.html
- ・ 資源エネルギー庁ニュースリリース https://www.enecho.meti.go.jp/notice/news_release/
- ・ 国土交通省報道発表 <https://www.mlit.go.jp/pressrelease.html>
- ・ 官報 <https://kanpou.npb.go.jp/>
- ・ 衆議院議案情報 https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/menu.htm
- ・ テクノファ環境法改正メールマガジン <https://www.technofer-enews.jp/2021/12/13/post-8899/>
- ・ 環境ビジネスオンライン(無料会員) <https://www.kankyo-business.jp/>
- ・ 環境新聞オンライン(無料会員) <https://www.kankyo-news.co.jp/>
- ・ 週刊循環経済新聞 <https://www.fujisan.co.jp/product/1281680586/b/list/>
- ・ EY Japan メールマガジン
- ・ LRQAメールマガジン
- ・ デロイトトーマツメールマガジン
- ・ ハチ代エンジニアリングメールマガジン
- ・ Sustainable Japanメールマガジン
- ・ HTT実践推進ナビゲーター事業 運営事務局メールマガジン
- ・ IGESメールマガジン <https://www.iges.or.jp/jp/news/subscriptions>
- ・ WWF ジャパン <https://www.wwf.or.jp/magazine/>
- ・ EICネットニュース <https://www.eic.or.jp/members/mailmaga.html>

2025年度3Q(10月～12月)

年度内
公表予定ト
PIEMS-Labの
Webでコメント
バッポ内で
コメント
PIEMS-LabのWebには
コメントはありません。

	全般	気候変動	資源循環	自然共生	化学物質	公害対策
グローバル (海外)		COP30開催 環境省2025/1/25 IEA「World Energy Outlook 2025」公表 IEA2025/1/12 UNEP「排出ギャップ報告書 2025」公表 UNEP2025/1/04	「ビジネスのためのグローバル循環プロトコル(GCP)」初版の公表 環境省 2025/1/12	ISO ISO 17298発行 環境新聞2025/1/15 IUCN NbS基準第2版公表 環境新聞2025/1/15 IUCN レッドリスト更新 日経2025/1/11 UNEP「Global Environment Outlook 7」公表 UNEP2025/1/09		
日本国内	「エコアクション2」「アドバンスト」新設 環境省2025/1/07 SSBJ基準確定				CMPコンソーシアム設立 日経2025/1/17	
法案提出・ 法令改正など		温対法に基づくSHK制度における令和5年度温室効果ガス排出量の集計結果の公表 環境省2025/1/20 パンフ「深刻化する豪雨～我々はどういうリスクに直面しているのか～」 環境省2025/1/06 「温室効果ガス排出量の削減 効果・資源循環の効果算出ガイドライン」公表 2025年11月 「気候変動影響評価報告書(第3次)」公表 環境省	資源循環法施行令改正 環境省 「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」策定 環境省2025/1/23 「温室効果ガス排出量の削減 効果・資源循環の効果算出ガイドライン」公表 2025年11月	生物多様性及び生態系サービスに関する総合評価2028 「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」策定 環境省2025/1/23 「生物多様性国家戦略2023-2030の実施状況の中間評価」、「生物多様性条約第7回国別報告書」 環境省 経団連「生物多様性・自然資本保全と持続的な経済成長の両立に向けた提言」公表 経団連2025/1/18 商工中金「中小企業のカーボンニュートラルに関する意識調査」 商工中金2025/1/03	PFHxS 関連物質が第一種特定化 学物質に指定 環境省 2025/1/21 水質汚濁環境基準の見直し 環境省 2025年10月31日 光化学オキシゲント環境基準の見直しの答申 環境省 2025/1/22	
企業						
印刷業界	全印工連『SR製造と公民連携でつくる地域のミライ～選ばれる企業になるための実践ガイド～』 2025/1/09 ニューブリネット					

気候変動関連

政府公表

- ・パンフレット「深刻化する豪雨～我々はどのようなリスクに直面しているのか～」公表（[環境省報道発表2025年10月16日](#)） ppt作成
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における令和5年度温室効果ガス排出量の集計結果の公表について（[環境省報道発表2025年11月20日](#)） ppt作成
- ・国連気候変動枠組条約第30回締約国会議（COP30）、京都議定書第20回締約国会合（CMP20）及びパリ協定第7回締約国会合（CMA7）が開催されました（[環境省報道発表2025年11月25日](#)） ppt作成
- ・GXリーグにおけるサプライチェーンでの取組のあり方に関する研究会とりまとめ（[経済産業省報道発表2025年12月12日](#)） ppt作成

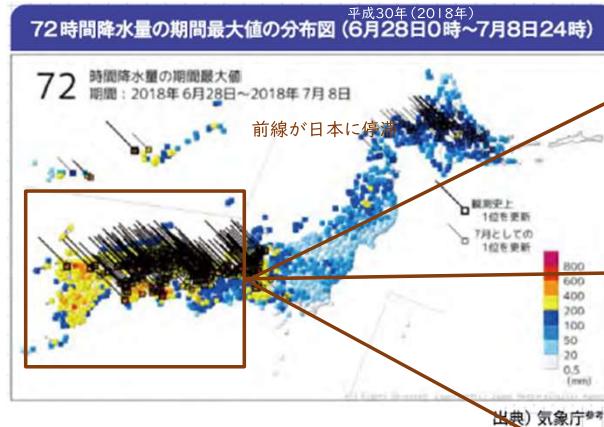
情報サイトから

- ・統計データ（海外、国内）
- ・予測データ（海外、国内）
- ・脱炭素（他社支援）
- ・排出量取引
- ・その他

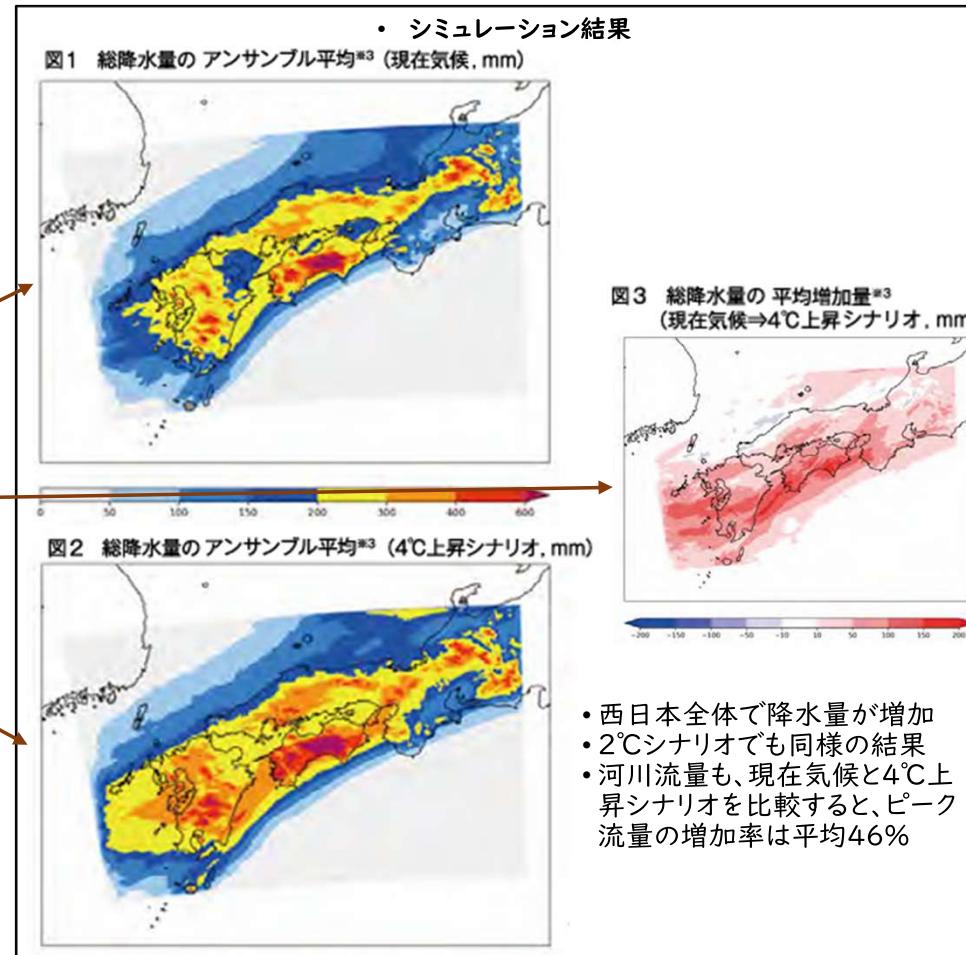
気候変動



パンフレット「深刻化する豪雨 ～我々はどのようなリスクに直面しているのか～」



PIEMS-Lab解説 (Web未掲載)
環境省は、地球温暖化が進むにつれて気象災害がどの程度深刻な影響をもたらすかを行政機関、企業、市民に分かりやすく提供し、対策(適応策)を考えるきっかけを作ることを目的に、パンフレット「深刻化する豪雨～我々はどのようなリスクに直面しているのか～」を10月16日に公表しました。2018年7月に大規模な浸水被害もたらした豪雨を、2°Cおよび4°C上昇した場合をシミュレーションしたところ、西日本の降水量は現在の気候の場合より増加し、河川に流水量も4°C上昇では平均で約1.5倍となる結果でした。大雨による深刻な被害を回避・軽減する適応を考える必要があり、パンフレットでは考え方を提示しています。温暖化の影響は既に現れていて、完全な防御はないことを知って、最悪のシナリオを想定して、自助公助を踏まえた対応策を考えることが必要としています。



水害被害への適応に向けた行動

- 地球温暖化の影響は既に現れ始めていることを知る
- 完全な防御は無いことを知る
- 今すぐ始める
- リスク情報を適切に発信・理解する
- 自助公助によって被害を回避・最小化する
- 最悪のシナリオを想定する

流水治水の3つの柱

- ①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
- ②被害対象を減少させるための対策
- ③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

気候変動

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における 令和5年度温室効果ガス排出量の集計結果

集計結果の概要

(1) 特定事業所排出者^{※1}

	令和5年度	<参考>令和4年度
報告事業者数 (報告事業所数)	11,933事業者 (14,974事業所)	12,044事業者 (15,258事業所)
報告された排出量の合計	5億6,058万tCO ₂	5億5,951万tCO ₂
報告された調整後排出量 ^{※2} の合計	5億2,040万tCO ₂	5億3,050万tCO ₂

すべての事業者からの報告情報について、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度公表ウェブサイトにて公表いたします。

<https://eegs.env.go.jp/ghg-santeikohyo-result/>



「製造業一印刷・同関連業」の検索結果は
「条件に一致する事業者はありませんでした。」

(2) 特定輸送排出者^{※3}

	令和5年度	<参考>令和4年度
報告事業者数	1,346事業者	1,335事業者
報告された排出量の合計	2,842万tCO ₂	2,695万tCO ₂

※1 特定事業所排出者：以下の①又は②の要件を満たす事業者

① 全ての事業所の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500kL/年以上となる事業者

② 次のア及びイの要件を満たす事業者

ア 算定の対象となる事業活動が行われており、温室効果ガスの種類ごとに、全ての事業所の排出量がCO₂換算で3,000t以上となる事業者

イ 事業者全体で常時使用する従業員の数が21人以上

※2 調整後排出量：事業者が事業活動に伴い排出した温室効果ガスの排出量を、国内認証排出削減量等の無効化量、廃棄物の原燃料使用に伴う排出量等を控除等して調整したもの。

※3 特定輸送排出者：輸送部門の排出量報告を行う特定排出者。省エネルギー法に基づく特定貨物輸送事業者、特定荷主、特定旅客輸送事業者及び特定航空輸送事業者等。

(注) 他人から供給された電気の使用に伴うエネルギー起源CO₂排出量は、令和5年度の電気の使用量に、令和4年度実績の電気事業者別排出係数を乗じて、算定しています。



IEA「World Energy Outlook 2025」

エグゼクティブサマリーから抜粋

- 石油・ガス供給の安全保障を脅かす従来の危険要因に加え、今や他の分野、特に重要鉱物サプライチェーンにおける脆弱性も顕在化しています。
- 電力は現代経済の中核を成しており、あらゆるシナリオにおいて電力需要は総エネルギー消費量よりもはるかに速いペースで増加します。
- 所得と気温の上昇は、空調用の電力使用量の急増を支えています。
- データセンターとAI向けの電力需要の爆発的な増加は、先進国と中国に集中しています。
- 再生可能エネルギーは、その成長ペースはシナリオによって異なりますが、太陽光発電(PV)が牽引役となり、すべてのシナリオにおいて他の主要エネルギー源よりも急速に成長しています。
- シナリオ全体に共通するもう一つの要素は、原子力エネルギーの復活です。
- 2025年には新規LNGプロジェクトへの最終投資決定が急増しており、今後数年間の天然ガス供給の急増が見込まれることに加え、国際価格の低下が期待されます。
- 他のどの燃料よりも、石炭市場の動向は少数の主要新興国・発展途上国によって左右されます。中でも中国が圧倒的に大きく、インド、インドネシア、そして東南アジア諸国がそれに続きます。
- 現在、約7億3000万人が依然として電力のない生活を送っており、世界人口の4分の1にあたる約20億人が、人体に有害な調理方法に頼っています。
- 世界のエネルギー関連CO₂排出量は、2024年に過去最高の38ギガトン(Gt)に達しました。CPS(気候変動シナリオ)では、この水準で推移すると予測されています。これは、2050年までに、このシナリオを最後にモデル化した2019年時点と比べて約10Gt減少することを意味します。一方、STEPS(気候変動シナリオ)では、排出量は21世紀半ばまでに30Gtを下回ると予測されています。これらの軌道は、CPS(公表政策シナリオ)では2100年の気温上昇が約3°Cに達することを示唆していますが、STEPSでは2.5°Cと予測されています。最新のNZE(2050年ネットゼロ排出シナリオ)では、近年の高水準での排出量の継続と、一部地域における普及の停滞により、2030年までの排出量削減は以前のシナリオよりも遅くなります。これらの傾向を反映して、1.5°C目標のオーバーシュートはもはや避けられません。NZE(2050年ネットゼロ排出シナリオ)では、気温上昇のピークは数十年間1.5°Cを超えるものの、エネルギー部門の急速な変革と、現時点では大規模実証されていないCO₂除去技術の広範な導入により、2100年までに1.5°Cを下回る水準に戻ると予測されます。
- 排出量を大幅に削減するための選択肢は十分に理解されており、多くの場合、費用対効果も高いです。これには、風力、太陽光、水力、地熱、原子力などの低排出技術の普及促進、エネルギー効率の向上、メタン排出量の削減、最終用途の電化促進、そして電化が実現不可能な場合には、低排出水素などの持続可能な燃料やCO₂回収・利用・貯留(CCUS)などの技術の利用といった措置が含まれます。

PIEMS-Lab解説(Web未掲載)

IEA(国際エネルギー機関)が11月12日公開した「World Energy Outlook 2025」では、今後は電力需要が増加し、太陽光発電が牽引する再生可能エネルギーが急成長し、原子力発電が復活するものの、総エネルギー消費量の増加ペースが速くなるため、天然ガス供給量が急増し、石炭使用も当面続くと予想されています。2024年に過去最高の38ギガトン(Gt)に達した世界のエネルギー関連CO₂排出量は、現在公表されている政策ではこの水準で推移すると予測され、1.5°C目標のオーバーシュートはもはや避けられないと指摘しています。

報道発表から抜粋

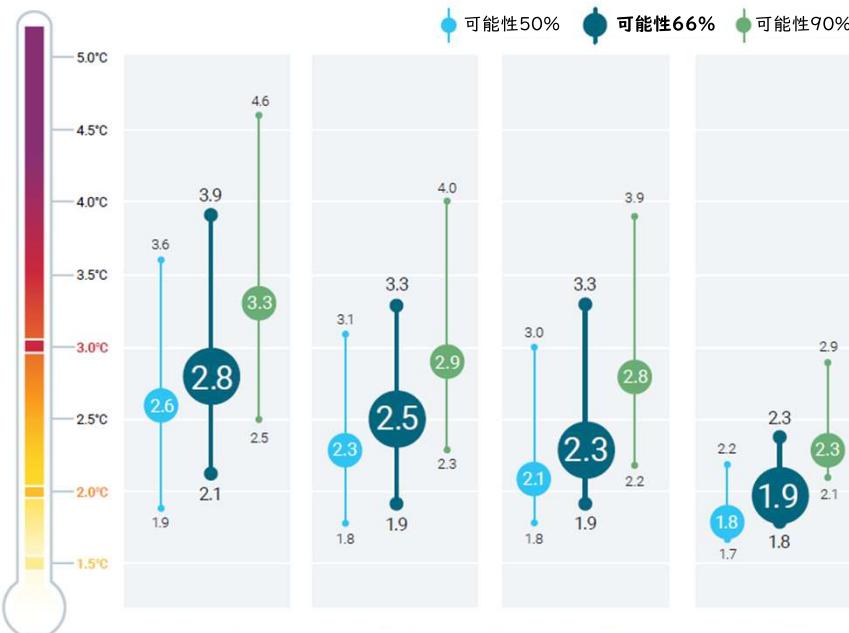
- 今年のWEOのすべてのシナリオに共通する多くの傾向の中には、今後数十年で世界のエネルギーサービス需要が増加し、モビリティの需要が増加していること、暖房、冷房、照明およびその他の家庭用および産業用用途;そしてデータおよびAI関連サービスへの対応が増えています。
- 特に、インドや東南アジアを中心に、中東、アフリカ、ラテンアメリカの国々が加わる新興経済国のグループが、今後数年間でエネルギー市場のダイナミクスをますます形作っていくでしょう。
- これらの変化の中で、石油・ガス供給の安全性に影響を与える従来のエネルギーリスクは、市場集中度の高いため重要鉱物のサプライチェーンなど他の分野でも脆弱性を伴っています。鉱物は電力網、バッテリー、EVにとって不可欠なだけでなく、AIチップ、ジェットエンジン、防衛システム、その他の戦略産業においても重要な役割を果たしています。2020年以降、ほぼすべての主要エネルギー鉱物、特にニッケルとコバルトで精製の地理的集中が増加しています。
- 電力は現代経済の中心であり、WEO-2025のすべてのシナリオにおいて電力需要は全体のエネルギー使用量よりもはるかに速く増加します。現時点では、世界の最終エネルギー消費の約20%しか電力に占めていませんが、世界経済の40%以上を占めるセクターにとって主要なエネルギー源であり、ほとんどの家庭にとって主要なエネルギー源です。
- 電気時代におけるエネルギー安全保障にとって重要な課題は、新しい電力網、蓄電、その他の電力システムの柔軟性がどれほど迅速に整備されるかという点です。
- 異なるWEOシナリオによってペースは異なりますが、再生可能エネルギーはすべてのシナリオで他の主要なエネルギー源よりも速く成長しており、その先頭には太陽光発電が挙げられています。シナリオをまたいで共通しているもう一つの要素は、原子力エネルギーの復活であり、従来の大規模発電所や小型モジュール炉を含む新設計への投資が増加しています。20年以上の停滞を経て、世界の原子力発電能力は2035年までに少なくとも3分の1増加する見込みです。
- WEO-2025では、すべてのシナリオが近い将来に世界的な石油・ガスの十分な供給を示しています。
- 2025年には新規LNGプロジェクトの最終投資決定が急増し、今後数年間で予想される天然ガス供給の波に拍車をかけています。年間約3,000億立方メートルの新規LNG輸出能力が2030年までに稼働開始予定であり、これにより世界のLNG供給量は50%増加します。新規発電能力の約半分は米国で建設されており、さらに20%はカタールで建設されています。
- 長年のWEO分析の2つの重要な分野で、世界は自ら設定した目標、すなわち普遍的なエネルギーアクセスと気候変動を達成できていません。約7億3,000万人が今も電気なしで生活しており、約20億人が人間の健康に害を及ぼす調理法に依存しています。WEO-2025の新たなシナリオは、2035年に普遍的な電力アクセスを実現し、2040年にはクリーンな調理を実現するための国ごとの道筋を示しており、液体石油ガス(LPG)が最大の役割を果たします。
- 気候リスクが高まる中、WEO-2025は、非常に急速な排出削減が起きる状況を含め、いかなるシナリオでも世界が1.5°Cを超える温暖化を示しています。エネルギーセクターは気温上昇による安全保障リスクに備える必要がありますが、最悪の気候変動を回避する余地はまだあります。今度は、世界が世紀半ばまでにネットゼロ排出を達成するという新しいシナリオでは、長期的には気温を1.5°C以下に戻します。
- 同時に、世界中のエネルギーシステムは今日、気候変動の影響に直面しており、気象関連のリスク増加やサイバー攻撃、その他の悪意ある活動に対するレジリエンスを高める緊急の必要性を浮き彫りにしています。今年のWEOで分析された新しいデータによると、2023年の重要なエネルギーインフラの混乱は、世界中で2億世帯以上に影響を及ぼしました。特に送電線は脆弱で、送電網や配電網の損傷が事故の約85%を占めています。

気候変動



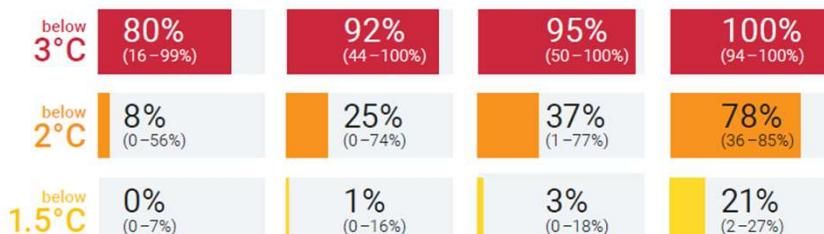
UNEP「排出量ギャップ報告書2025」

産業革命以前の水準と比較した21世紀の最高気温上昇(℃)



シナリオ : 現状の政策を継続 無条件NDCを継続 条件付NDCを継続 条件付NDC + ネットゼロ誓約

21世紀に温暖化を特定の温度限界以下に抑える可能性(%)



エグゼクティブサマリーから

- 2024年の排出量は57.7GtCO₂eで、前年度から2.3%増加した。化石燃料の増加に加え、森林破壊と土地利用変化も増加の要因。
- パリ協定で提出が義務付けられているNDC (Nationally Determined Contributionの略で「国が決定した貢献」、排出量削減に向けたシナリオと目標) を期限の9月30日までに提出または発表した国は64カ国。2024年のローバル・ストックティクの結果で特定された目標である2030年までに再生可能エネルギー3倍、エネルギー効率改善率倍増の達成は不透明。石油・ガス生産の削減目標や、非効率な化石燃料補助金の段階的廃止目標を掲げているNDCはない。
- NDCで示されたG20の2035年目標が達成されると、現行政策を継続した場合より約2.8 GtCO₂e/年(範囲: 1.8~5.9 GtCO₂e) 削減すると推定される。ただし、順調には推移していない。
- 新しいNDCが実施されたとしても、2°Cおよび1.5°Cの排出経路からのギャップは依然として大きい。2030年までに、無条件NDCの完全実施により、2°C未満の排出経路では年間約1.2 GtCO₂e(範囲: 9~15 GtCO₂e)、1.5°Cの排出経路では年間約2.0 GtCO₂e(範囲: 17~23 GtCO₂e)の排出ギャップが生じると推定される。
- 現行政策を実施した場合今世紀中の気温上昇が2.8°C(範囲: 2.1~3.9°C)未満に抑えられる可能性は66%で、条件付NDCを実施したとしても、気温上昇は2.3°C(範囲: 1.9~3.3°C)未満に抑えられる確率は少なくとも66%にとどまる。これにネットゼロ誓約を加えたとしても1.9°C(範囲: 1.8~2.3°C)に抑える確率は66%である。
- このため、1.5°Cの気温上昇限度を一時的に超えることを示唆している。
- 地球温暖化が0.1°C上昇するごとに、現在の地球温暖化レベルで既に発生している損害、損失、健康への悪影響がさらに深刻化し、最も貧困層や脆弱な人々に最も大きな打撃を与える。さらに、取り返しのつかない影響や、急激かつ不可逆的な気候変動につながる気候の転換点(テipping point)を迎えるリスクは、地球温暖化が進むにつれて増大する。

無条件目標: 国家政策などに基づく排出量削減目標であり、石炭使用量の削減や炭素税の増税などの政策が含まれる。

条件付目標: 環境にやさしい技術への投資や持続可能なエネルギー・インフラの開発などが含まれる。

ホームページから

- 2024年には地球の平均気温上昇が産業革命以前より1.5°Cを超えた。
- 今後10年以内に世界の「複数年平均」気温は産業革命前の水準より1.5°Cを超える可能性が高い。
- 各国が温室効果ガス排出削減のための「国が決定する貢献(NDC)」(排出量削減に向けたシナリオと目標)を完全に実施したとしても今世紀末までに世界が2.3°Cから2.5°C上昇する。
- 干ばつ、洪水、スーパー嵐、その他の極端な気象の急増を引き起こすには十分すぎる
- 2015年にパリ協定が採択された際は、現行のままでは3°Cから3.5°C上昇

PIEMS-Lab解説 (Web未掲載)

一方、UNEP(国連環境計画)が、COP30開始直前の11月4日に「排出量ギャップ報告書2025」を公表しました。2024年のGHG排出量は57.7GtCO₂eで、化石燃料の増加に加え森林破壊と土地利用変化により前年度から2.3%増加し、2022~2023年の増加率1.6%と比較して高い数値であったとしています。パリ協定で提出が義務付けられているNDC (Nationally Determined Contributionの略で「国が決定した貢献」、排出量削減に向けたシナリオと目標) を期限の9月30日までに提出または発表した国は64カ国で、ここに示された各国の目標が達成されたとしても、1.5°C目標達成は困難であり、オーバーシュートは避けられないまとめてあります。地球温暖化が0.1°Cでも進むと損害や損失がさらに深刻化するため、地球温暖化対策はビジネスチャンスでもあり、一層の対策に取り組み、オーバーシュート期間を短くする必要性があると指摘しています。

COP30の結果

ブラジル連邦共和国・ベレンにて、2025年11月10日から同年11月22日（1日延長）にかけて開催された、国連気候変動枠組条約第30回締約国会議（COP30）、京都議定書第20回締約国会合（CMP20）、パリ協定第7回締約国会合（CMA7）の結果についてお知らせいたします。

1. 日時

2025年11月10日～同年11月22日（1日延長）

2. 場所

ブラジル連邦共和国・ベレン

3. 結果概要

2025年11月10日～11月22日（1日延長）、ブラジル連邦共和国・ベレンにおいて、国連気候変動枠組条約第30回締約国会議（COP30）、京都議定書第20回締約国会合（CMP20）、パリ協定第7回締約国会合（CMA7）、科学上及び技術上の助言に関する補助機関第63回会合（SBSTA63）及び実施に関する補助機関第63回会合（SBI63）が行われた。

交渉では、包括的な内容を含む「グローバル・ムチラオ決定」が採択され、①パリ協定10周年、②交渉から実施への移行、③実施・連帯・国際協力の加速の三点を柱とする内容が決定。更に、世界全体での適応に関する目標に関する決定等も採択。これらを「ベレン・ポリティカル・パッケージ」と総称することになった。

ベレン・ポリティカル・パッケージ

グローバル・ムチラオ決定

（カバー決定）

緩和

- 温室効果ガス削減目標（NDC）や長期戦略の未提出国に対して、可能な限り早期に提出するよう促す。
- 隔年透明性報告書（BTR）が温室効果ガスの削減の実施の取組の進展と、パリ協定実施に残存するギャップを示す。

資金

- NCQGの文脈で2035年までに適応資金を少なくとも3倍に増やす努力を呼びかけ。

一方的措置

- 貿易の役割に関する国際協力の強化の機会や課題等を今後検討する。

個別議題の決定

緩和

- 緩和作業計画（MWP）の継続を検討。グローバル対話（森林・廃棄物等）の知見等に留意。

適応

- 適応分野の進捗測定のための指標を採択したものの、完全な合意には至らず、今次会合の結果をベースに翌年も継続検討することが決定。

グローバル・ストックテイク（GST）

- GST 1の成果の実施に関するUAE対話を2026～2027年に行うことを決定。
- GST 2にIPCCの知見及び最良の科学の活用を推奨。

公正な移行作業計画（JTWP）

- 1.5°C目標と公正な移行への経路との関連性を確認。既存の関連する活動整理及び国際協力強化に向けた検討の実施が決定。
※資金、透明性、対応措置、技術、ジェンダー等についても決定

COP30閉会後新聞記事

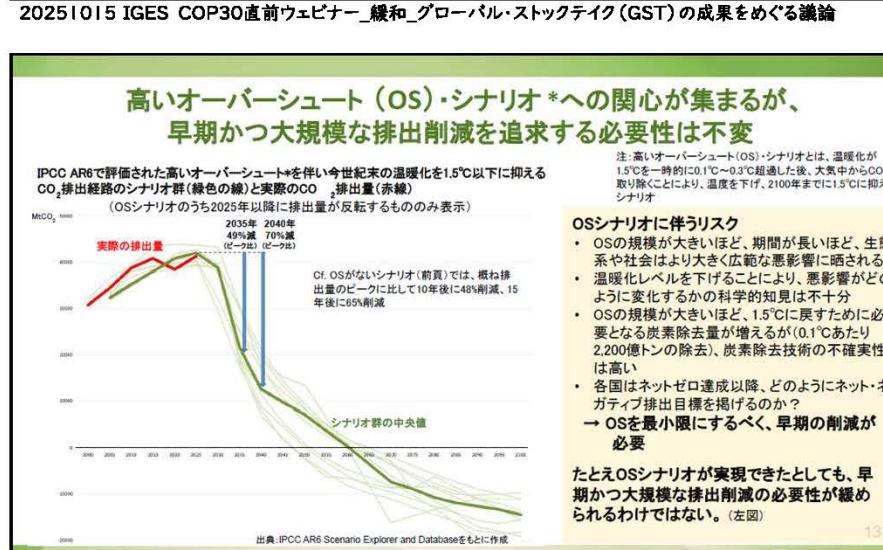
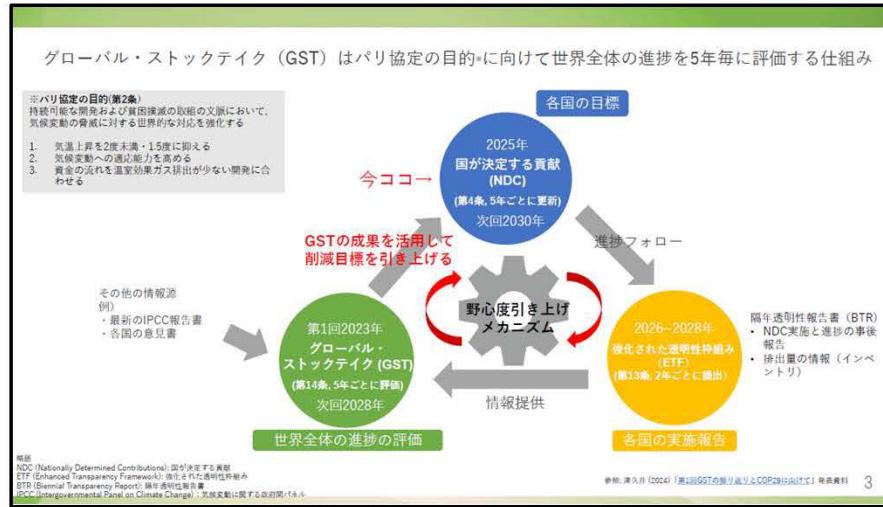
- COP30閉幕、「脱化石燃料」合意できず 途上国支援加速は努力目標に ⇒ word (2025/11/23日経)
- COP30周年の漂流 分断で骨抜きの合意、温暖化の歯止め難しく ⇒ word (2025/11/23日経)
- 「脱化石燃料」前進なく COP30閉幕 行程表策定、合意できず (2025/11/24日経)
- COP30、ムチラオ決議採択し閉幕。脱化石燃料ロードマップ策定は83カ国支持も見送り (2025/11/24 Sustainable Japan)
- 「脱化石燃料」工程表を削除 COP30合意文書 産油国等の反対で明記せず 適応資金は35年までに3倍 (2025/11/26 環境新聞)
- 環境省、気候変動と自然とのシナジー、技術開発、透明性向上を表明。COP30 (2025/11/24 Sustainable Japan)
- 「気候変動対策イニシアティブ2025」公表 3つの柱で世界脱炭素化に貢献 (2025/11/27 環境ビジネス)
- 温暖化対策阻む南北対立 (2025/11/23 日経)
- 「日本の気候変動対策イニシアティブ2025」を公表 (2025/11/25 EICネット)

PIEMS-Lab解説 (Web未掲載)

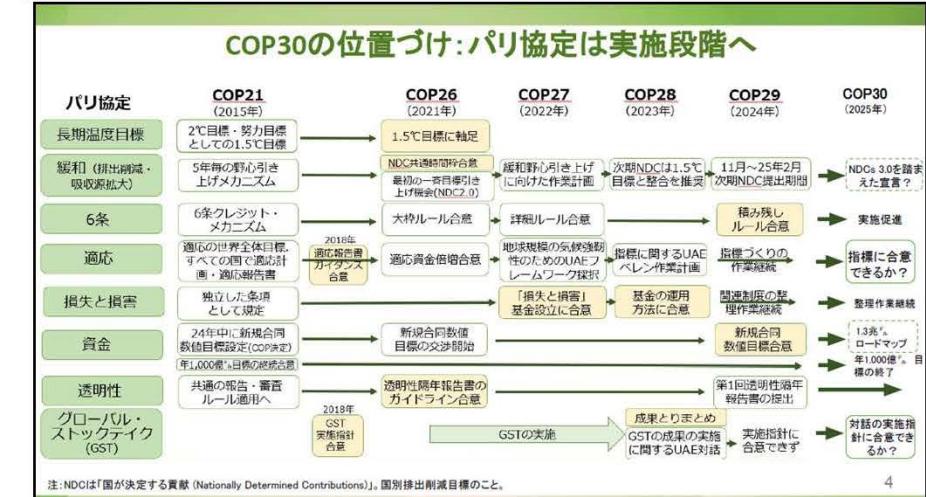
国連気候変動枠組条約第30回締約国会議（COP30）が11月10日から同年11月22日（1日延長）にかけてブラジル連邦共和国・ベレンで開催されました。合意文書である「グローバル・ムチラオ決定」に「脱化石燃料」の工程表が削除されたことから、新聞などの報道は条約の実効性に疑問を呈しています。2015年のCOP21で採択されたパリ協定は、実施段階に入ったとされています。長期温度目標、排出削減・吸収源拡大メカニズム、適応報告、「損失と損害」基金、進捗報告（透明性）などのルール、そして最後まで議論の対象となったクレジットメカニズムおよび（途上国向け）資金について前回のCOP29までに合意しています。このため、COP30は注目すべきテーマではなく、全会一致の採択の原則の下では画期的な成果は見込めない状況で開催されました。一方で活況であったのは、パビリオンやセミナー、ワークショップなどのサイドイベントです。ここからイニシアチブが出されています。議長国のブラジルが主導した熱帯雨林保全のための新たな国際基金「Tropical Forest Forever Facility」設立、WBCSD（持続可能な開発のための世界経済人会議）の「ビジネスのためのグローバル循環プロトコル（GCP）」初版公表、環境省の「日本の気候変動対策イニシアティブ2025」公表などがあります。来年のCOP31は交渉議長国がオーストラリアであるもののトルコで開催、2027年のCOP32はエチオピア・アジスアベバで開催することが決議され、来年1月に離脱する米国は不在であるものの、交渉の枠組みは継続されます。

気候変動

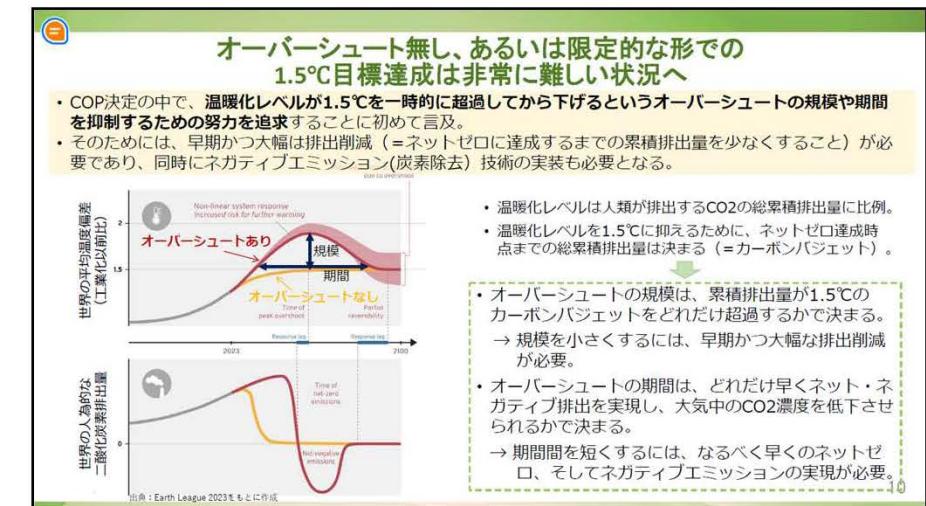
COP30の補足資料 I



2025.10.15 IGES COP30直前ウェビナー_緩和_これまでの交渉の振り返り&「国が決定する貢献(NDC)」の各国対応状況とそこから読み解く国際動向



2025.10.15 IGES COP30直前ウェビナー_緩和_これまでの交渉の振り返り&「国が決定する貢献(NDC)」の各国対応状況とそこから読み解く国際動向



2025.10.25 IGESセミナー「COP30速報ウェビナー: ブラジルでの論議と成果」COP30総括と排出削減・吸収源拡大の議論の経緯

COP30の補足資料2

外務省が作成した交渉結果のまとめ

国連気候変動枠組条約第30回締約国会議（COP30）交渉結果①

1. カバー決定（「グローバル・ムチラオ決定」）

◆「グローバル・ムチラオ決定」

ポルトガル語の「ムチラオ（※日本語で共同作業、協働、共に働くの意）」の精神の下、①パリ協定10周年、②交渉から実施への移行、③実施・連帯・国際協力の加速の三点を柱とし、緩和や資金といった分野を横断した幅広い内容が盛り込まれたカバー決定。各項目において、特筆すべき事項は以下のとおり。

- 緩和（NDC、BTR等）：IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が提供する最良の科学的知見を認識し、1.5度目標達成に向けた緩和の取組の加速と更なる野心の向上を呼びかける力強いメッセージを発信。NDC未提出国に対して早期提出を呼びかけ。これまでに119か国がBTR（隔年透明性報告書）を提出したことを認識。COP30・COP31議長国之下、パリ協定の実施加速、1.5℃目標達成のための国際協力強化、および各国のNDC・NAP実施支援を目的とした、協力的・促進的・自発的なイニシアチブである「Global Implementation Accelerator」の立ち上げを決定。更にCOP29,30,31議長国之下、NDCとNAPの野心と実施を可能にし、緩和と適応の両面でその実施加速、国際協力、投資を検討する「Belém Mission to 1.5」の立ち上げを決定。
- 気候資金：昨年のCOP29で合意したNCQG（新規合同数値目標）の実施について議論するハイレベル閣僚級ラウンドテーブルの開催を決定。NCQG（新規合同数値目標）の文脈で、適応資金を3倍にしていく努力の呼びかけ。パリ協定9条全体の文脈での9条1に関するものを含む、気候資金についての2年間の作業計画の立上げが決定。
- 気候変動に関する一方的な貿易制限的措置：貿易の役割に関する国際協力強化の機会、課題、障壁を検討するため、2026年～28年の6月にITC、UNCTAD、WTOも含めた対話を開催し、2028年にはハイレベルイベントを開催することを決定。

国連気候変動枠組条約第30回締約国会議（COP30）交渉結果②

2. 主要な議題の決定概要

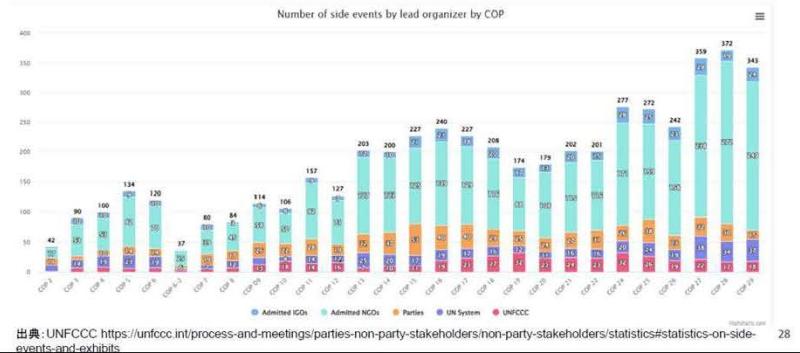
◆カバー決定（グローバル・ムチラオ決定）と、適応、緩和、グローバル・ストックテイク、公正な移行作業計画、透明性等の議題決定を含めて、「ベレン・ポリティカル・パッケージ」と総称することになった。

- 緩和作業計画（MWP）：MWPの継続についてサブミッションを招請。SB64でも引き続き議論。グローバル対話の成果として、報告書にまとめられた知見等に留意。
- 適応に関する世界目標（GGA）：適応分野の進捗を測定するための指標リスト採択は完全な合意には至らず、今次会合の結果をベースに翌年も継続検討することが決定。今後の指標運用に向けた技術的課題を検討する2か年の「適応に関するペレン・アディスピジョン」の立上げが決定。
- グローバル・ストックテイク（GST）：GSTの成果の実施に関するUAE対話を2026-2027年に実施。第2回GSTにおいて、IPCCがGSTに重要な知見であることを確認するとともに、利用可能な最良の科学のインプットを推奨。
- 透明性：BTR等の報告及び審査について、2026-2028年に実施する支援について決定。
- 気候資金：NCQGの実現に向けて議論。パリ協定第9条5に基づく資金の事前通報については、事前通報の内容にNCQGに関する事項を含めることを決定。また、資金の流れを気候変動の取組に整合させることを目的としたパリ協定2条1(c)に関する議論を加速させるため、実務者級の対話、ハイレベルラウンドテーブルを行うことを決定。
- 公正な移行作業計画（JTWP）：温室効果ガス排出量削減を含む気温上昇を1.5℃に抑える取組と公正な移行の経路の追求との関連性を強調。また、パリ協定に関連する要素、機関等を整理すること、国際協力に関する技術支援、能力構築及び知識共有を強化するための「公正な移行メカニズム」について検討を進めることなどを決定した。
- 技術メカニズム：途上国への技術支援強化のための「ベレン・技術実施プログラム（TIP）」を開始し、2027年から毎年グローバル対話を開催し、2028年はハイレベル閣僚対話を開催することを決定。またCTC（気候技術センター）の役割・機能を見直し、2026年にホストを選定して、2027年から2041年まで期間延長することを決定した。

気候変動

COP30の補足資料3

活発化するCOP参加の非国家主体 COPにおけるサイドイベント主催者数の推移



20251007 WWFセミナー「気候変動に関する国連会議COP30の注目点 基礎概要編」

多くの省庁等によるセミナーの開催（計32件）

- ・**環境省15件 (昨年16件)**
 - 自然資本を「バランスシート」に - プロセスとロードマップ-/気候変動対策のための国レベル、企業レベル、施設レベルにおける透明性の強化ビジネスのためのグローバル循環プロトコルの公開 - 気候、自然、公正への影響-/2050年ネットゼロに向けた大学の役割と展望（文部科学省、経済産業省との共催）/グリーン・シティ・パートナーシップ・プログラムセミナー/強制的リサイクルチャーンの実現に向けた早期規制システム/Nbsによるシナジー効果の追求/気候緩和のためのGOSATを用いたハイエバーション/COP30におけるパリ協定6条実施会議/気候科学広報及びジャスチスのGOSATデータ活用-3つの地球的危機に有効なシナジー解決策を加速させる -特にジャスチスの役割-/農林・農業・フルカーボンによる気候変動対策の推進/ハイアーフットプリント -自然間連のライフサイクル評価に関する手法開発・活用-/第11回JCMパートナー・国会会/ASEANの脱炭素化への日本の協力 - ASEAN-HKUST-GSTレポートに向けて-
 - ・**経済産業省5件 (昨年3件)**
 - 産業の革新的推進 - 化学・石油化学産業の脱炭素化に向けたパートナーシップ構築-/AZECを通じた日・インドネシア協力の強化/国境環境計画 国際ガムガス排出観測所 (UNEP IMEO) 開設会合/削減貢献額を企業価値向上に繋げる -より実践に向けた道筋を歩むために-/トランジション・ファイナンスの更なる拡大に向けて
(以下の2件も予定していたが、火事により中止) 日本・ASEAN-ブルームで描く脱炭素ソリューションフォーラム/Policy Makers of 2050 -Various Pathways to Net-Zero-
 - ・**農林水産省5件 (昨年1件)**
 - MIDORI∞INFINITY -民間企業と連携したGHG排出削減技術の海外展開/MIDORI∞INFINITY -金融機関との連携を通じた気候資金の呼び込み-/ネイチャーポジティブ社会への変革 -GREEN×EXPO 2027を機に-/（国土交通省、環境省との共催）/日本とブラジルと連携したブラジル劣化牧野回復による農業生産性の向上/革新的農業研究が拓く食料安全保障と農業の低排出化
 - ・**林野庁2件 (昨年1件)**
 - 観測とモニターによる森林吸収源を含むGHG収支の広域監視/気候危機の時代における森林の役割
 - ・**その他**
 - 日本経済新聞社、NHKエンターテインメント、自工社、JICA、経団連

2025/12/12 IGESセミナー「COP30報告シンポジウム」環境省(HP掲載用)

COP30ではサイドイベントが活況を呈していた

COP30におけるイニシアチブ		
名称	概要	主要参加国
首脳会合と委員会	熱帯雨林保護基金	ブラジル、インドネシア、ノルウェーなど53カ国 ※日本も賛同
	持続可能燃料4億石宣言	ブラジル、日本、イタリア、インドなど23カ国
	統合的な山火事の管理	ブラジル、中国、日本、インドネシアなど48カ国
	飢餓・貧困に関するペレグラン宣言	ブラジル、コロンビア、中国、EUなど44カ国
	貿易と気候変動に関する統合フォーラム	ブラジルが先進国と協力して開催予定
その他	炭素連合	ブラジル、EU、中国、英國など
	化石燃料からの移行	不明
化石燃料削減	炭素連合	イギリス、カナダ、韓国など63カ国
	化石燃料からの移行	イギリス、カナダ、韓国など63カ国

COP30ジャパンパビリオン：経済産業省主催・関連セミナー

日時	セミナー名	主催者	概要
11月13日（木）14:00-15:15	産業の革新的・化学及石油化学産業の脱炭素化に向けたパートナーシップ促進*	UNFCCC、UNIDO、METI	化学・石油化学産業における脱炭素化技術・政策について紹介する。
11月13日（木）15:45-17:30	ネットゼロ実現に向けたAPECの下での日・インドネシア協力の強化に向けて	METI・インドネシア経済調整大臣室	インドネシアとのAPECの取り組みを紹介し、手話を推進する。
11月14日（金）10:00-11:15	国際連携実績 国際マングス排出観測会（UNEP IMO）開催会合	METI・UNEP IMO	IMOのMEMXに関する最新のプラットフォームを発表し、IMOと日本主導の「GOSAT-GWII」とのパートナーシップを紹介する。
11月14日（金）15:45-17:00	削減貢献量を企業価値の向上に繋げる・より実践に向けた道筋を歩むためにー	METI・WBCSD	削減貢献量の開拓を進める取り組み、課題を紹介し、今後のあるべき姿について議論する。
11月15日（土）17:30-18:45	トランジション・アライアンスの更なる拡大に向けて	METI	トランジションアライアンスの普及拡大に向けて議論する。
11月19日（水）10:00-11:15	CNに向けた多様な選択肢・持続可能な燃料を活用した脱炭素化の推進*	自工会	ガソリン・アルコールの門番者CNに向けた持続可能な燃料の重要性と利用拡大の可能性について議論する。
11月19日（水）14:45-16:00	クリントン・ラスフォーメーション・成長、エネルギー・安全保障、脱炭素化の構立*	経団連・一航財団法人人地産業文化研究（GISPR）、IEEJ	地域ごとの事情を考慮した脱炭素化に向けた政策・市場・技術等の手引について議論を行い、今後の方向性を探る。
11月20日（木）14:00-15:15 ※火事のため中止	日本・ASEAN・ブラジルで描く脱炭素ソリューションフォーラム	METI	バイオマスに関する事業紹介を通じて、日・ブラジル・ASEAN三者連携の強化を図る。
11月20日（木）15:45-17:00 ※火事のため中止	Policy Makers of 2050 -Various Pathways to Net-Zero-	METI	日ASEAN・若手官僚が集り、脱炭素化に向けた各国の課題と展望を共有する。

2025/12/12 IGESセミナー「COP30報告シンポジウム」外務省_投影資料

COP30における農林水産省の発信関連②

- ・「シパン」「バイオ」「ワールド・スリース・パリソン」等のサイトへ書いて、我が国農林業分野の取組や国際貢献の取組等について書き。

日本とフランスが連携してフランスアルル牧野回復による農業生産性の向上に向け

 - ・新たに森林化を行なうことで、劣化牧野の回復を通じて農業生産性の向上と持続可能な開発を実現する。日本政府は、2019年1月15日(仏)にて、日本農業開拓団(LOI)によって署名された「劣化牧野回復(アルル実証実験)に関する意向表明書」にて、これまでの実証実験結果を実現。
 - ・シパン・パリソン及びアリソンにおいて、フランス国内のモバイル端末にて、日本企業が育てるバイオマスミラン資源を利用した実証実験を発表。
 - ・フランス政府から日本企業が提供する技術や製品、日伯間のより重要な協働化の機会に蓄意。

・シパン・パリソンにおける発信(森林開闢)

・気候変動における森林の役割と森林吸収対策に関する政策討議(UNFCCC、IPCC、森林監査、森林監査、GCOSS(全球気候監査システム)議長、ブルラ農業研究会、FAOとセミナー等開催)。

・日本の持続可能な森林経営と木材利用を出した森林吸収対策に関する政策討議(都市型森林研究会にて第2の森林プロジェクト)、J-forest会議、スマートマテリア等)について書き。

フレスト・パリソンにおける発信(森林開闢)

 - ・国際森林フォーラム(UNFF)が位置したフレスト・パリソンの「ラント・エコパーク」(11/15)にて、フランス環境省委員会マリナ・ルバガ等と共に、**林野庁**村谷次長が登壇し、**林野庁**の発信を発表。
 - ・シパン・パリソンの森林開拓による農業生産性の向上に向けた実証実験の発表。
 - ・FAO、世界気候監査会議(COP21)及びIPCC、モンターリー官邸入り口のカナダ駐箚大使、IFSA(国際森林資源学会)代表、ブルラ農業研究会、セミナー等開催。

COP30における農林水産省の発信

2025/12/12 IGESセミナー「COP30報告シンポジウム」農省
説明資料

気候変動

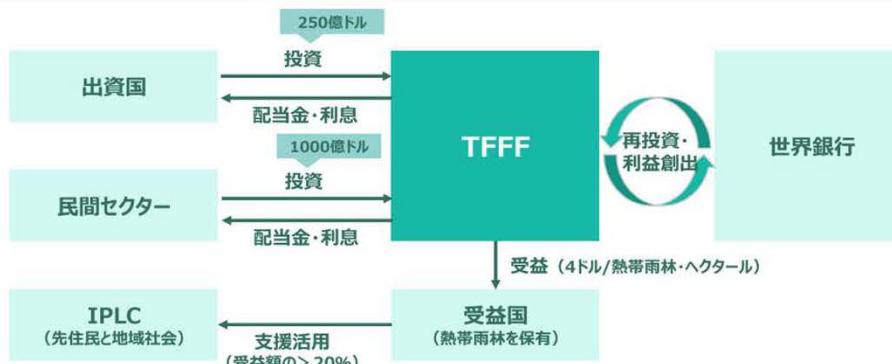
COP30の補足資料4

Tropical Forest Forever Facility

COP30の議長国ブラジルの主導により、熱帯雨林保全のための新たな国際基金「Tropical Forest Forever Facility」が設立

- 寄付ではなく投資として官民から資金調達を行う枠組みで、1250億ドルの資金調達が期待されている。
- 保有する熱帯雨林の面積に応じて各国は資金を受け取り、保全に活用する。受取額の20%は、熱帯雨林の保護に重要な役割を果たしている先住民族・地域社会の支援に活用。
- リターンを前提とした投資であることから、カーボンクレジット市場と連動した自然資本ファイナンス構築に向けた基盤となる可能性も考えられる。

Tropical Forest Forever Facilityの枠組み



出典：COP30 HP、JETRO ビジネス短信（2025年12月9日アクセス）を基にNRI作成

気候変動交渉のスケジュール							
年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年
COP開催地(議長国)	COP27 @シャルムエル・シェイク (エジプト)	COP28 @ドバイ (UAE)	COP29 @パター (アゼルバイジャン)	COP30 @ベレン (ブラジル)	COP31 @トルコ [交渉議長:豪]	COP32 @アディスアベバ (エチオピア)	COP33 @アジア太平洋地域
NDC/BTR/GST		GST 1	BTR 1	NDC 3.0	BTR 2		GST 2 BTR 3
緩和				緩和作業計画		延長するか決定	
適応	グラスゴー・シャルム・エル・シェイク 作業計画 (GlaSS)	UAE-ベレン作業計画	ペレン 適応指標	継続検討	ペレン-アディスアベバ	ペレン-アディスアベバ	
資金	2035年の資金目標の検討	NCQG	1.3兆ドル パー・ベレンRM	気候資金に関する2か年作業計画			
GST			NDIに関する年次GST対話		GSTの成果の実施に関するUAE対話		
		パリ協定6条詳細ルール検討	決定			6条レビュー開始	
その他			公正な移行作業計画	延長するか決定	Mission 1.5	Belém Mission to 1.5 Global Implementation Accelerator	貿易の役割に関する国際協力強化に関する対話
							<参考> 2026年 G7議長：仏、G20議長：米

2025.12.17 環境省セミナー「自然関連財務情報開示のためのワークショップ」
「ネイチャーポジティブ経営への移行に向けた情報開示とデータの活用」

https://www.biodic.go.jp/biodiversity/private_participation/business/link/doc/01_07_00.pdf

2025.12.12 IGESセミナー「COP30報告シンポジウム」環境省(HP掲載用)

12

13

情報サイトから

統計データ

海外

- 世界気象機関、2024年の大気中CO₂濃度は上昇幅も観測値も過去最高と報告（2025/10/15 EICネット）
- 2024年のCO₂年増加量は観測史上最大、主要温室効果ガス濃度も最高に（2025/10/20 環境ビジネス）
- WMOが解析、世界のCO₂増加量 24年は観測史上最大に 高温など要因（2025/10/22 環境新聞）
- 内閣府の世論調査 温暖化への対策、否定的回答割合（2025/11/01 日経）
- 内閣府が調査 約9割が脱炭素社会の実現に意欲（2025/11/05 環境ビジネス）
- 温暖化ガス排出、世界で最多更新 昨年2.3%増 国連が報告書（2025/11/06 日経） ppt作成
- 異常気象の被害、30年間で4.5兆ドル ドイツNGO報告（2025/11/17 日経）
- 国連食糧農業機関、17億人が人為的な土地劣化により作物収量の低下する地域に暮らしていると警告（2025/11/19 EICネット）
- 国連食糧農業機関、自然災害は過去30年で農業に3兆2,600億ドルの損失をもたらしたと報告（2025/12/03 EICネット）

気象庁、国内

- 特定排出者の2023年度GHG排出量、前年度比微増の5.9億t（2025/11/25 環境ビジネス）
- 2024年度エネルギー起源CO₂排出量、前年度比1.4%減の9.1億tに（2025/12/16 環境ビジネス）
- 国立環境研究所、温暖化2度未満へのCO₂排出余地、計算精度高める（2025/12/17 日経）
- 今年の気温、歴代3位 平年を1.25度上回る 気象庁見通し（2025/12/25 日経）

予測データ

- UNEP報告書 今世紀の気温上昇2.3~2.5°C 10年以内に1.5°C超の可能性（2025/11/05 環境新聞） ppt作成
- 電動車、世界シェア5→4割に IEA予測 35年、脱炭素後退なら EV販売の失速見込む（2025/11/13 日経）
- 国連環境計画、適応ギャップ報告書で途上国の気候変動適応対策の遅れを指摘（2025/11/13 EICネット） ppt作成
- 国連環境計画、2035年に向けた国別約束が実施されても今世紀末までに気温は2.5°C上昇と警鐘（2025/11/19 EICネット） ppt作成
- IAEA 24年度報告 50年の原子力予測950ギガワット 19.3兆円投資呼び掛けネットゼロへ2.5倍（2025/11/19 環境新聞） ppt作成
- 国際エネルギー機関、「世界エネルギー見通し2025」で需要増のなかリスクも高まると報告（2025/12/01 EICネット） ppt作成
- 温暖化で氷河消失3~5倍に、今世紀半ばにも 國際研究（2025/12/17 日経）

情報サイトから

脱炭素（カーボンニュートラル）他社削減支援

- ・**秋田銀など** 温暖化ガス可視化サービス 投融資先へ無償提供 (2025/10/1 日経)

排出量取引

- ・ 経産省、次期GXリーグ、スコープ3一律の定量目標義務付けしない方針 (2025/11/30 日経)
- ・ 経産省、26年度の第2フェーズを前に、次期GXリーグの制度設計とりまとめ (2025/12/16 環境ビジネス) ppt作成
- ・ GX-ETS、排出枠の上限価格4300円 Jクレ下回る水準 (2025/12/22 NIKKEI GX)

その他

- ・ 東京都、都内大規模ビルのCO₂排出実績を「見える化」 ダッシュボード公開 (2025/10/7 環境ビジネス)
- ・ 脱炭素認定「SBTi」、国内企業が2000社超参加 中小多く5年で20倍 (2025/10/8 日経)
- ・ 脱炭素参加、国内2000社超え 国際組織「SBTi」、供給網全体で促進 (2025/10/21 日経)
- ・ 産構審作業部会 CO₂合成燃料プロジェクトを断念 ENEOS、コスト高・年限内の事業完了に見切り (2025/10/22 環境新聞)
- ・ 東京都、大規模な「グリーン水素」製造開始 2027年度には3倍へ増強 (2025/10/28 環境ビジネス)
- ・ GHGプロトコル、FIT証書の活用に上限 スコープ2改定案 (2025/11/4 NIKKEI GX)
- ・ EU、温暖化ガス排出削減目標が後退 「40年90%減」も柔軟規定 (2025/11/6 日経)
- ・ 環境省など、温暖化ガス観測データ無償提供 (2025/11/18 日経)
- ・ 106団体が再エネ100%達成 RE Action協議会が年次報告書公表 (2025/12/04 環境ビジネス)

気候変動

GXリーグにおけるサプライチェーンでの取組のあり方に関する研究会 とりまとめ

解説文書は「ノート」に記載

経済産業省報道発表2025年12月12日

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/gx_league/20251212_report.html

GXリーグの役割の変化

- 次期GXリーグは、GX需要創出に向けたルール形成の枠組みを継続し、企業を起点としたボトムアップ型の課題解決を中心進めることを活動の基軸とする。
- また、次期GXリーグの参画要件も、GX需要創出のための取組をGX製品・サービスの調達に積極的に取り組む企業を評価する仕組みに見直す。

現在のGXリーグ

【GXリーグの活動】

- 自社の排出削減に力点を置き、**自主的な排出量取引**を実施
- ルール形成では、**自社の排出削減の評価**（削減実績量）が進んだ。更に**サプライチェーンの下流側で生じる削減の評価**（削減貢献量）も進展

【参画要件】

- 2025年及び2030年削減目標の設定及び進捗状況の報告・公表

次期GXリーグの方向性

【次期GXリーグの活動】

- ルール形成に力点をおき、**GX製品・サービスの調達・販売と、サプライチェーンでの排出削減**を通じた競争力を強化する。
- また、**企業のGX需要創出の取組をランキングや表彰方式で公表するなど企業努力**を外部に対してアピールしていく。
- さらに、**GX予算による支援**については、需要創出等の貢献度合いに応じてインセンティブを付与する。

【参画要件】

- 以下の事項を報告・公表すること。
① Scope 1 及びScope 2 の排出量の算定に関する事項
② GX需要創出等に係る取組に関する事項

次期GXリーグの参画要件

- 次期GXリーグの参画要件として、以下の2点を企業に対して求めることとする。
 - Scope 1 及びScope 2 の排出量の算定に関する事項
 - GX需要創出等に係る取組に関する事項
- ②の中から2030年までに企業自らがコミットする取組を具体的な取組例の中から**2つ以上選択すること**を要件とする

① Scope 1 及びScope 2 の排出量の算定

- 自社のScope 1 及びScope 2 の2030年度の排出削減目標の設定及びその進捗状況の報告・公表
※自動的な排出量取引は2026年度以降は実施しない。ETS対象者は移行計画の写しの提出により代替可能。

② GX需要創出等に係る取組

A) GX製品・サービスの需要創出

- GX率先実行宣言の実施
- GX製品・サービスの積極的調達・販売
- 調達に関するアライアンス等の発起又は参画

B) サプライヤーとの協業

- GXに係るコスト負担に関する協議と合意
- キャパシティ支援・人的支援・技術支援
- 設備投資支援
- 削減に取り組むサプライヤーの積極評価
- CFPの算定やScope3の算定・目標設定 等

C) ファイナンス面の取組

- サステナブルファイナンス等の実施（金利優遇等）
- 金融機関等の支援機関によるエンゲージメントの実施
- CT国債の購入

<考え方>

中小企業はGXを推進していくための人材やノウハウが不足しているという課題が挙げられた。中小企業はサプライヤーとしてサプライチェーンの中流に位置しているケースが多く、自発的にGXを進めていくことが難しい状況にあることから、大企業が中小企業に人的資本の投資や技術的支援を行い、中小企業の具体的な排出削減策の実施に繋げていくことが望ましい。

中小企業の脱炭素の取組を進めていくためには、人的課題だけでなく費用面の負担が大きいという金銭面での課題も挙げられた。この点、省エネの推進など、排出削減に取り組むことで経済的合理性のあるものから順に取組を促し、中小企業がGX需要創出に取り組む意義やメリットの理解に繋げることも効果的である。

<具体的な取組内容(コミットメント)例>

- サプライチェーン上の排出量の見える化と削減計画の策定
- サプライチェーン上の排出削減に係る費用の調整
 - GXに係るコスト負担に関する協議と合意
- サプライチェーン上の排出削減支援
 - キャパシティ・ビルディング支援、人的支援
 - 技術支援
 - 設備投資支援
 - 削減に取り組むサプライヤーである**中小企業**の積極評価・調達宣言又は調達拡大計画の策定
- 中小企業**が主体となるコミットメント
 - 製品単位の排出量情報の算定・開示
 - 製品単位の排出量算定の第三者認証の実施

<具体的な施策例>

- 大企業が勉強会等を実施し中小サプライヤーのキャパシティ・ビルディングを行う場合の支援や、下流と上流が一体となったサプライチェーンでの排出削減計画の策定及びそれに基づく設備投資への支援を導入する。
- 再エネ設備の導入にあたり**中小企業**が抱える規模や与信等の課題を解消するため、大企業がサプライチェーン上の中小企業を束ね、一括でPPA事業化する支援体制を構築する。
- 中小企業**にGXを浸透させるため、中小企業と日頃から付き合いのある地域金融機関や商工会議所等の支援機関に対して、プッシュ型で**中小企業**のサポートができるような知識や助言のノウハウの習得を目的とした研修会の実施及び地域の支援体制の構築を支援する。
- サプライチェーンの核となる大企業等が、サプライチェーン上の**中小企業**も活用できるようなサステナブルファイナンスのためのフレームワークを策定するケースについて、第三者評価費用に関する補助金事業の中で支援する。採択事例は、経産省HPにて好事例として公表する。

資源循環

政府公表

- ・「ビジネスのためのグローバル循環プロトコル(GCP)」の初版の公表について ppt作成
- ・リチウムイオン電池総合対策パッケージの策定について ppt作成

情報サイトから

- ・リサイクル
- ・バイオマス
- ・食品ロス
- ・その他

資源循環

「ビジネスのためのグローバル循環プロトコル(GCP)」初版

<WBCSD同日発表>

ブラジル・ベレンで開催中のCOP30のジャパン・パビリオンにおいて、環境省、WBCSD（持続可能な開発のための世界経済人会議）及びUNEP（国連環境計画）ワン・プラネット・ネットワークの共催により、「ビジネスのためのグローバル循環プロトコル(GCP)」初版(version 1.0)の発表イベントを開催しました。



バリューチーン循環性指標及び企業情報開示スキーム等の国際標準化事業



環境省では、循環経済に関する日本企業の価値向上と日本企業の製品等の国際競争力の維持・強化を目的とし、以下の取組を実施（内閣府BRIDGE事業）。成果はGCP（グローバル循環プロトコル）の開発にインプット。

■ 資源循環に関する企業レベルでの情報開示スキームの開発

気候変動等の分野でも標準となっている開示フレームワークである4pillers（リスク管理、戦略、指標・目標、ガバナンス）に沿って各項目の開発を進めるとともに、企業レベルのセクター共通の循環性指標を整理・開発。

■ 國際標準化戦略及びバリューチーンレベルの循環性指標等の開発

バリューチーンごとの特性等を踏まえた循環性指標を開発、標準化に向けた国際標準化戦略を策定。

資源循環に関する企業レベルの情報開示スキームの開発に係る検討会

概要

企業が進捗状況を比較可能な形で測定、評価、報告するスキームと共に指標の草案を作成

主な参加者

資源循環、非財務情報開示等に知見のある有識者や金融機関、製造業等

ゴール

GCPの開発に貢献
(2025年11月初版 (ver.1.0) 公表、今後改善)

循環性に関する情報開示スキームのグローバルスタンダード化

国際標準化戦略及びバリューチーンの循環性指標等の開発に係る検討会

10のバリューチーンを対象に環境へのインパクト、製品等の特性及び日本企業の優位性を考慮した指標を開発

対象：鉄、アルミ、銅、プラスチック、紙、自動車、繊維、電機、ゴム、建設

バリューチーンの環境負荷、LCA、国際標準化等に知見のある有識者や製造業等

2026年度までに
バリューチーンの循環性指標等を開発

策定する戦略に基づく循環性指標の国際標準化

循環経済の国際ルール形成を主導し、
日本企業への投資促進や世界の循環経済市場における日本企業の競争力強化を維持・強化

PIEMS-Lab解説 (Web未掲載)

「ビジネスのためのグローバル循環プロトコル(GCP)」(初版)が、ブラジル・ベレンで開催中のCOP30のジャパン・パビリオンにおいて、環境省、WBCSD（持続可能な開発のための世界経済人会議）及びUNEP（国連環境計画）ワン・プラネット・ネットワークの共催により開催されたイベントで発表されました。このプロトコルは、気候変動の分野のTCFD、自然再興の分野のTNFDに相当する資源循環の分野におけるプロトコルです。したがって、GCPは、グローバル・レポートイング・インシアチブ (GRI)、国際標準化機構 (ISO) 59020 (循環経済・循環性能の測定と評価)、ISO 59004 (循環経済用語、原則、実施のためのガイドライン)、GHGプロトコル、国際財務報告基準 (IFRS) S1/S2、欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS)、統合報告 (IR)など、広く認知されているサステナビリティおよび情報開示フレームワークを整合しているとしています。組織の循環型パフォーマンスとその影響を測定、管理、伝達するためのローバルな枠組みで、フレームー準備ー測定ー管理ー開示のステップで構成されています。

TCFDの気候変動関連情報開示の枠組みは、ISSB (国際サステナビリティ基準審議会) が財務情報開示の要件として取り入れてIFRS S1 / S2を2023年6月に策定し、これを受けて金融庁金融審議会に設置されたSSBJ (サステナビリティ基準委員会) が日本向けの情報開示基準を2025年3月に策定したことから、広く認知されています。TNFDの自然間連情報開示の枠組みについても、ISSBが財務情報開示基準に取り込みを決定し、2026年10月にアルメニアで開く国連生物多様性条約第17回締約国会議 (COP17) までに、追加開示要件の公開草案を策定すると発表したことから、今後いっそうの認知が見込まれます。GCPもいずれ国際的な情報開示基準に採用される可能性はあります。

新聞報道

- ・環境省、「ビジネスのためのグローバル循環プロトコル(GCP)」の初版を公表 (2025年11月12日 EICネット)
- ・企業の循環経済を促進へ 循環性指標や情報開示を含む「国際的枠組み」公表 (2025年11月17日 環境ビジネス)

「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」策定

- 今般、リチウムイオン電池の使用時及び廃棄時の火災防止やリチウムイオン電池の回収・再資源化の促進のため、リチウムイオン電池総合対策の関係省庁が連携して、「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」を取りまとめました。
- 対策パッケージでは、2030年までに、リチウムイオン電池に起因する重大火災事故ゼロを目指すとともに、国内に十分なリサイクル体制を構築することを目標に掲げています。
- リチウムイオン電池の取り扱いについては、「賢く選ぶ」・「丁寧に使う」・「正しく捨てる、そして資源循環」が重要です。
これらの英語の頭文字をとって「リチウムイオン電池の3つのC」として、様々な機会を通じて政府全体ワンボイスで情報発信を行ってまいります。
- 政府一丸となって、対策パッケージに基づき、リチウムイオン電池対策に全力で取り組んでまいります。

リチウムイオン電池総合対策パッケージ 令和7年12月22日リチウムイオン電池総合対策関係省庁連絡会議
(消費者庁、総務省消防庁、経済産業省、国土交通省、環境省)

リチウムイオン電池起因の重大火災事故ゼロを目指すとともに、国内に十分なリサイクル体制を構築する(2030年まで)

※下線・太字は新たな取組

①国民・事業者への周知啓発

- 多様な媒体や多言語(英語、中国語等)を活用した政府全体ワンボイスでの情報発信
- 情報を一元化するポータルサイトの設置
- リチウムイオン電池による火災防止強化キャンペーン等の実施



④廃棄時の対策

- 資源有効利用促進法に基づく製造事業者等が実施すべき指定再資源化製品の自主回収・再資源化の促進(経産、環境)
- 他の廃棄物への混入を防止するための廃棄物処理法に基づく制度的対応(環境)
- 地方公共団体における利便性の高い分別回収体制の実証等を通じた構築支援(環境)
- 膨張・変形したりチウムイオン電池の適正処理の方針策定(環境)
- 消費者・ 국민に向けた分別廃棄の周知強化(環境、消費)



②製造・輸入・販売時の対策

- 電気用品安全法の基準明確化による安全規格の徹底(経産)
- 連絡不通事業者の公表(経産)
- ネットバトロール事業による違法製品監視強化(経産)
- NITE※による発火原因究明の体制強化(経産) ※製品評価技術基盤機構
- 資源有効利用促進法に基づくリチウムイオン電池のリサイクルマーク等の表示(経産)



③使用時の対策

- 若者、高齢者等への効果的な発信など
使用時の注意点の周知啓発強化(消費、消防、経産、環境)
- リコール情報の周知強化(消費、経産)
- 公共交通機関における持ち込みルールの徹底及び留意事項の周知(国交)
- リチウムイオン電池火災に関する調査・関係機関との連携(消防、経産)
- リチウムイオン電池に対するより効果的な消火方法に関する検討(消防)

リチウムイオン電池の「3つのC」

賢く選ぶ
Cool choice

- ① 購入前に、販売事業者の連絡先や製品情報、リコール情報を確認する
- ② PSEマークやリサイクルマークが表示されているか確認する
- ③ 非純正品については取り付けようとしている製品のホームページに注意喚起が掲載されていないか確認する
- ④ 購入時に廃棄の方法を確認する

丁寧に使う
Careful use

- ① 強い衝撃や圧力を加えない
- ② 高温になる場所では使用・保管しない
- ③ 安全な場所で、目の届くところで充電する
- ④ 異常を感じたら使用を中止する
- ⑤ 発火した時はまず安全を確保し、消火器や大量の水で消火する
- ⑥ リコール情報を確認する
- ⑦ 公共交通機関では、持ち込みルールを守るとともに、留意事項を確認する

**正しく捨てる
そして資源循環**
Correct disposal with better recycling

- ① リチウムイオン電池使用の有無を確認する
- ② 廃棄する前には電池を使い切る
- ③ 廃棄方法(メーカー回収や地方公共団体の回収区分)を確認する
- ④ リサイクルされる廃棄方法を選択する

リチウムイオン電池等に関する特設サイト https://lithium.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/index.html

新聞報道

- リチウムイオン電池総合対策を策定 重大火災事故ゼロ&リサイクル体制構築へ(2025/12/26 環境ビジネス)

PIEMS-Lab解説 (Web未掲載)

リチウムイオン電池が使用されている製品の使用時及び廃棄時の火災が頻繁に発生しています(スマートフォン、モバイルバッテリ、携帯用扇風機、ワイヤレスイヤホン、ノートパソコン、スマートウォッチ、電動アシスト自転車、コードレス掃除機など)。また、リチウムイオン電池には特定国に依存している重要鉱物資源(リチウム、コバルト、ニッケル)が含まれて、経済安全保障・産業競争力強化の観点から、これらの回収・再資源化の促進も重要です。このため、関係省庁が連携して「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」を作成しました。このなかでは、「2030年までに、リチウムイオン電池に起因する重大火災事故ゼロを目指すとともに、国内に十分なリサイクル体制を構築すること」を目標に掲げています。リチウムイオン電池使用製品を利用する際は、賢く選ぶ(Cool choice)、丁寧に使う(Careful use)、正しく捨てる、そして資源循環(Correct disposal with better recycling)が重要とし、留意点を挙げています。環境省は、リチウムイオン電池の適正処理に関する詳しい情報を集約した「リチウムイオン電池等に関する特設サイト」を立ち上げています。

環境省「リチウムイオン電池総合対策パッケージの策定について」2025年12月23日 https://www.env.go.jp/press/press_02192.html

19

情報サイトから

リサイクル

- ・三井化学と太陽石油 廃プラのリサイクルで協業（2025/008 日経） [source](#) ケミカルリサイクルはCFP
- ・キッコーマン、廃プラを容器・包装資材に 三井化学と連携（2025/022 日経） [source](#) ケミカルリサイクルはCFP
- ・キッコーマン、三井化学、CFP、廃プラの油化ケミカルリサイクルで協業（2025/112 Sustainable Japan） [source](#) ケミカルリサイクルはCFP
- ・レゾナック、アンモニア原料を「使用済みプラ由来水素」に 2030年から（2025/008 環境ビジネス） [source](#)
- ・ロッテとレゾナック、容器包装プラをガス化ケミカルリサイクル 10月から（2025/1020 環境ビジネス） [source](#)
- ・リサイクル事業のMSC 廃プラを高品質に再生（2025/002 日経） [source](#) 不明
- ・帝人系など、繊維再生でコンソーシアム 40年に全廃棄衣類を再生へ（2025/027 日経）
- ・循環型衣料へ官民協議会 H2Oや大阪府 30年度、年8000トン回収（2025/1126 日経）
- ・産総研とブリヂストン、使用済タイヤのケミカルリサイクル技術を開発（2025/1211 環境ビジネス） [source](#)
- ・積水化学工業、減損148億円に 実証プラント撤収（2025/1212 日経） [source](#)

PIEMS-Lab解説 (Web未掲載)
ケミカルリサイクルに関して、積水化学工業が燃性ごみをエタノールに変換するプラントを148億円の減損処理を行いましたが、太陽石油と三井化学がケミカルリサイクル製品の供給拡大に向けた協業検討を開始、レゾナックがプラスチックのケミカルリサイクルによる低炭素アンモニア事業拡大を決定など廃プラスチックでは今期も市場拡大に向けた動きがありました。

バイオマス

- ・アサヒ、バイオマスプラ100%使用カップ開発 10月2日販売開始（2025/1007 環境ビジネス）

アサヒ、バイオマスプラ100%使用カップ



食品ロス

- ・ファミマ、商品に「涙目シール」貼付 年間3000tの食品ロス削減効果（2025/1025 日経）
- ・ファミマの値下げマーク「涙目シール」がフリー素材に 新デザインも追加（2025/1027 環境ビジネス）

その他

- ・オーストラリア、消えるプラ容器 魚型しょうゆ差し禁止・納豆は紙に アジアの街から（2025/1012 日経）

ファミマ「涙目シール」



生物多様性

政府公表

- ・生物多様性及び生態系サービスに関する総合評価2028 (JBO4:Japan Biodiversity Outlook 4) に向けた中間提言の公表について([環境省報道発表20251022](#))
 - 環境省、日本の生物多様性、部分的な改善も損失止まらず 有識者会議が警鐘(20251024 環境ビジネス)
 - 環境省、生物多様性への「国別報告書」「国家戦略中間評価」にパブコメ(20251107 環境ビジネス)
 - 環境省生物多様性 状態目標の進展は半数弱 国家戦略の中間評価案(20251112 環境新聞)

情報サイトから

- ・ISO 生物多様性で初の国際規格 企業など組織の取組支援に特化(20251015 環境新聞) ppt作成
- ・IUCN、自然に根ざした解決策 保護手段の強化などに重点 世界標準の第2版発行(20251015 環境新聞)
- ・IUCN、アオウミガメの絶滅遠のく? 国際機関、分類「低懸念」に レッドリスト最新版(20251011 日経)
- ・ネイチャー・ポジティブ 企業行動促す重要指標を特定 WBCSDがポータル開発(20251112 環境新聞)
 - (WBCSDは、)農産食品、建築環境、エネルギー、森林製品、医薬品のセクターロードマップを作成してきました。化学セクターのロードマップは現在策定中です。 <https://www.wbcsd.org/nature-action-portal/methodology/>、<https://www.wbcsd.org/metrics/?step=1§or=forest&type=sector>
- ・経団連調査、企業による「生物多様性の主流化」さらに進展(20251210 環境ビジネス) ppt作成
 - 経団連、「生物多様性・自然資本保全と持続的な経済成長の両立に向けた提言」を公表(2025年11月18日) ppt作成

生物多様性

ISO 17298関連報道

生物多様性に対する組織の行動を支援することに特化した世界初の国際規格が本日ルワンダで発表されました

PIEMS-Lab解釈（Web未掲載）

国際標準化機構(ISO)は10月7日、ルワンダのキガリで開催された2025年次総会で、生物多様性では世界初の国際規格となるISO 17298「組織のための生物多様性—ガイドラインと要求事項」を発表しました。原文は確認していませんが、組織が生物多様性への影響、依存、リスク、機会を評価する内容で、ISO 14001やISO 26000(社会的責任に関する手引)、TNFD、SDGsなどの規格やイニシアチブと整合し、昆明・モントリオール世界生物多様性枠組みにも貢献するものと紹介されています。

ISO

ISO 17298:2025

Biodiversity — Considering biodiversity in the strategy and operations of organizations

— Requirements and guidelines

<https://www.iso.org/standard/17298>

ISOニュースリリース https://www.iso.org/news/2025/10/standard-17298_biodiversity

ISO、生物多様性に関する組織の行動支援のための国際規格発表

JETROビジネス短信20251010

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/10/a6d46a2a02bae1a0.html>

ISO、生物多様性の国際規格「ISO 17298」を発表 企業の自然
関連対応を体系化へ

ESGジャーナル <https://esgjournaljapan.com/world-news/48396>

生物多様性

経団連「生物多様性・自然資本保全と持続的な経済成長の両立に向けた提言」

経団連と経団連自然保護協議会は11月18日、「生物多様性・自然資本保全と持続的な経済成長の両立に向けた提言」を公表した。

生物多様性・自然資本保全を巡っては、わが国でもネイチャーポジティブ(NP)経済への移行が国家戦略に位置付けられており、経済界は対応力を高めることが求められている。2026年に開催される生物多様性条約第17回締約国会議(CBD・COP17)では、30年を達成年とする23項目の世界目標の進捗を評価する「グローバルレビュー」が実施される予定であり、その結果はわが国の政策や企業行動に大きな影響を及ぼすことが見込まれる。

そこで、(1)生物多様性・自然資本保全を新たな成長の源泉とすること(2)気候変動対策等との統合的取り組みを促進すること——を掲げ、初めて自然保護分野の政策提言をまとめた。概要は次のとおり。

■ NP経済への移行による成長の実現

生物多様性・自然資本保全を成長分野として位置付け、さらなる投資を促すためには、基盤整備や自然関連情報の把握と取り組み効果の可視化、わが国における取り組みの国際的な認知度向上と国際標準への反映、経営戦略への組み込みなどが課題である。こうした問題意識から、次の3点について、政府、企業に求められる取り組みを整理した。

1. 生物多様性・自然資本保全の取り組みを通じた企業価値向上と市場創出

政府には、同分野を成長戦略に位置付けて施策を強化することや、国民理解の醸成と行動変容を促す取り組み等が求められる。企業には、保全の視点を経営戦略に組み込み、関連事業の創出や投資家との対話、人材育成などにより競争力を高めることが期待される。

2. データ基盤の整備とトレーサビリティの確保、国際ルール形成への参画

政府には、自然関連データ基盤整備や指標・評価手法の開発、国際ルール形成における影響力強化、グローバルサプライチェーンのトレーサビリティ確保に向けた諸外国政府との連携推進が求められる。

企業には、情報連携体制の確立や国際ルール形成への参画、人材の確保・育成が求められる。

3. NbSとOECM(注)の推進を通じた地域経済活性化と国際展開

政府には、省庁間連携や国際発信を強化するとともに、2027年国際園芸博覧会(GREEN×EXPO 2027)の成功に向けた機運醸成に取り組むことが求められる。

企業には、地域経済の活性化や企業価値の向上につなげる視点で、地域課題の解決に資するNbS(Nature-based Solutions=自然を活用した解決策)プロジェクトへの参画を検討することが期待される。

■ 生物多様性・自然資本保全と気候変動対策等の統合的アプローチ

生物多様性の喪失と気候変動は密接に関係する重大課題であり、両者を統合的に扱う動きが国際的に加速している。さらに、資源循環を統合的に扱う必要性も認識され始めている。

政府には、国内で生物多様性・自然資本保全等と気候変動対策、資源循環の相乗効果を最大限に引き出す観点から、省庁横断的な政策立案と実施の強化、クレジット市場などの国際動向を踏まえた制度設計、気候変動適応策の充実に取り組むことが求められる。

企業には、統合的取り組みの推進、地域社会への貢献と企業価値向上に取り組むことが求められる(図表参照)。

生物多様性・自然資本保全と気候変動対策等との統合的アプローチの推進に向けて求められる取り組み

政府

1. 国際条約間の整合性強化の促進
2. 省庁横断の国内政策推進
3. クレジット市場等の国際動向を踏まえた適切な対応
4. 国民の理解醸成、気候変動適応策の充実

企業

1. 統合的アプローチの推進
2. 地域社会への貢献による企業価値向上

生物多様性

経団連「企業の生物多様性への取組に関する (2024年度調査) アンケート調査結果概要」

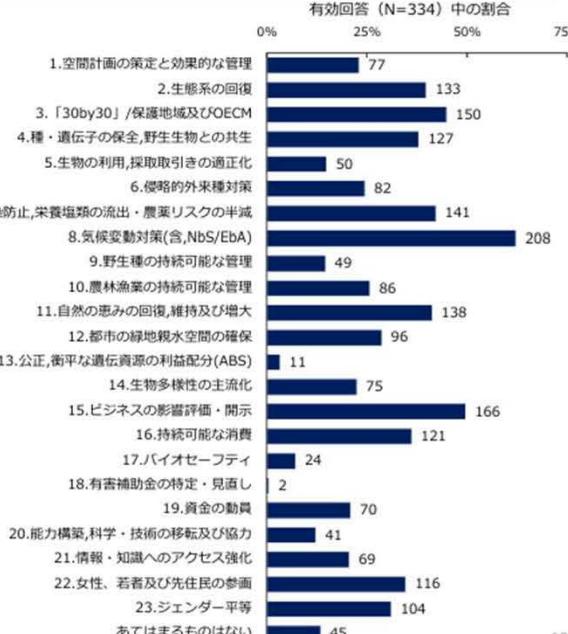
昆明・モントリオール生物多様性枠組への貢献①

問14. 以下に、2030年までの新たな世界目標である昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）の23個のターゲットを挙げました。貴社では、このそれぞれに該当する取組（計画中のものを含む）はありますか。（N=334）

- 取組の多いターゲット：8.気候変動対策（含NbS, EbA）※、15.ビジネスの影響評価・開示、3.「30by30」/保護地域及びOECD、7.汚染防止,栄養塩類の流出・農薬リスクの半減、11.自然の恵みの回復、維持及び増大、2.生態系の回復、4.種・遺伝子の保全,野生生物との共生
- GBFに貢献する取組のある企業の産業部門別の割合は、**バルブ・印刷部門が最大**、次いで電気・ガス・熱供給・水道業、建設業、食料品/飲料・たばこ・飼料部門および卸売業・小売業において大きい※※
- 産業部門によって取組のある企業の割合が大きいターゲットが異なる※※

※ターゲット8に関する取組については、気候変動と生物多様性の関連づけについての問22(P32)において、シナジーのある取組を実践している企業は少数(86社、26%)であり、必ずしも生物多様性との関連を意識せずに行われてきた取組が、今回GBFのターゲット8と関連付けられている可能性がある。

※※産業部門別の詳細な集計についてはP17を参照



15

【参考】GBFの各ターゲットに該当する取組のある企業の割合（産業部門別）

GBFターゲット	製造業										非製造業									
	化学工業	鉄鋼・非鉄金属・金属製品	電子部品・デバイス・回路等	電気機械器具	機械器具類	輸送用機械器具	その他(製造業)	建設業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品販賣業のもの	サービス業(他に分類されないもの)	その他(非製造業)				
1.空間計画の策定と効果的な管理	24	43	14	14	22	7	6	55	25	41	73	16	8	18	6	60	20	8		
2.生態系の回復	41	57	24	48	22	13	38	60	38	59	55	21	54	55	45	30	25	25		
3.「30by30」/保護地域及びOECD	41	71	34	57	22	60	31	70	53	59	73	26	31	36	42	80	15	25		
4.種・遺伝子の保全,野生生物との共生	47	86	17	52	22	47	50	75	31	41	55	21	54	45	27	40	5	25		
5.生物の利用,採取取引きの適正化	41	57	3	5	22	0	19	0	25	30	9	5	23	36	3	10	5	0		
6.侵略的外来種対策	18	71	21	14	11	27	38	50	19	41	45	16	38	9	18	10	10	25		
7.汚染防止,栄養塩類の流出・農薬リスクの半減	65	57	59	48	22	47	50	30	59	44	55	21	62	55	15	20	25	25		
8.気候変動対策(含,NbS/EbA)	59	71	72	71	33	53	25	80	63	70	100	37	54	77	73	50	50	50		
9.野生種の持続可能な管理	12	43	0	14	22	7	31	20	13	19	18	11	15	18	15	20	10	8		
10.農林漁業の持続可能な管理	65	43	21	14	11	0	19	15	13	30	36	32	8	68	39	30	10	0		
11.自然の恵みの回復,維持及び増大	53	57	55	38	33	20	31	45	34	48	55	21	46	68	45	40	20	25		
12.都市の緑地親水空間の確保	12	29	21	33	22	20	25	50	28	67	55	21	15	23	15	70	10	17		
13.公正,公平な遺伝資源の利益配分(ABS)	12	14	3	0	0	0	6	0	9	7	0	0	0	0	0	5	0	0		
14.生物多様性の主流化	29	29	21	10	0	27	31	25	16	33	18	16	15	36	30	10	15	25		
15.ビジネスの影響評価・開示	65	71	52	52	22	40	50	45	41	52	82	53	62	50	67	30	30	25		
16.持続可能な消費	71	57	24	33	44	20	38	30	50	41	36	21	23	59	33	20	35	8		
17.バイオセーフティ	29	0	28	0	0	0	13	0	13	7	0	5	0	5	3	0	0	0		
18.有害補助金の特定・見直し	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0		
19.資金の動員	29	29	17	14	0	7	25	10	22	30	18	11	23	23	45	10	15	17		
20.能力構築,科学・技術の移転及び協力	6	29	3	0	11	13	25	10	13	22	9	16	8	14	12	0	15	25		
21.情報・知識へのアクセス強化	29	14	17	10	11	20	19	25	22	22	27	21	31	23	18	20	15	33		
22.女性、若者及び先住民の参画	47	57	31	48	0	33	19	40	38	37	45	21	46	32	45	40	20	17		
23.エンダー平等	41	43	31	29	0	20	19	20	31	33	55	26	46	45	36	10	35	25		
産業部門別全ターゲット平均	36	45	25	26	15	21	26	33	28	36	40	19	29	35	28	26	17	18		

表中の数字は、産業部門別の有効回答数（企業数）のうち、各ターゲットを選択した企業数の割合(%)である。表のカラースケールの濃い緑色・青色は該当するターゲットを選択した企業数の割合が大きいものを、薄い緑色・青色から無色にかけて、割合が小さい、またはなかったものを示す。

20

PIEMS-Lab解説 (Web未掲載)

企業の生物多様性への取組みに関する調査結果が2つ公表されています。経団連の「企業の生物多様性への取組に関する(2024年度調査)アンケート調査」と商工中金の「中小企業のカーボンニュートラルに関する意識調査」です。どちらも毎年行われています。企業が実施している項目に着目すると、経団連調査では、昆明・モントリオール生物多様性枠組み(GBF)のターゲットと関連付けて整理しています。最多は「ターゲット8:気候変動対策(含,NbS/EbA)」で、次いで「ターゲット15:ビジネスの影響評価・開示」、「ターゲット3:(30 by 30)/保護地域及びOECD」です。産業部門「バルブ・印刷」はGBFに貢献する取組みのある企業の割合が最も多くなっています。ただし、これらの結果は昨年度と同じです。昨年度の報告では、GBFの各ターゲットに関する定量的目標の設定について具体的な目標の事例が紹介されていました。

一方、「プラスチック削減／リサイクル」、「廃棄物削減／リサイクル」が上位でした。が、今年度の報告には紹介はありません。一方、商工中金調査は、設備投資動向調査の付随調査として行われ生物多様性も含まれています。「生物多様性・自然資本保護についての方策・検討状況」で「なんらかの方策を実施・検討」と回答した割合が業種別で最も多いのは「印刷」で、65.5%が実施・検討と回答しています。この具体的な項目は、アンケートであらかじめ準備された選択肢かもしれません、業務プロセスの改善を通じた環境負荷の低減、自社の環境に関する実績(水使用量・廃棄物等)の測定、環境負荷低減を考慮した原材料等の調達、自社の環境に関する削減目標(水使用量・廃棄物等)の設定、環境配慮型製品・サービスの開発です。これらは日常業務として当たり前に行っていることで、生物多様性・自然資本保護とは無関係と考えがちですが、自然との関りを考えると的外れではありません。

生物多様性

商工中金「中小企業のカーボンニュートラルに関する意識調査」

調査回答企業の属性



1) 従業員規模別		2) 地域別(本社所在地)		
	回答企業数	構成比(%)	回答企業数	構成比(%)
① 1人以下	643	15.5	1 北海道	137 3.3
② 1人超~3人以下	1,171	28.3	2 東北	311 7.5
③ 3人超~5人以下	776	18.7	3 関東	1,255 30.3
④ 5人超~10人以下	738	17.8	4 甲信越	239 5.8
⑤ 10人超	811	19.6	5 東海	460 11.1
合計	4,139	100.0	6 九州・沖縄	10 九州・沖縄

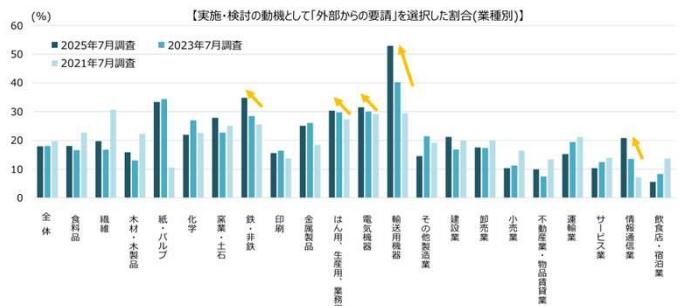
(注1) 各項目の構成比は、四捨五入の関係で100%とならない場合がある。以下同様。

3) 業種別						
	回答企業数	構成比(%)	回答企業数	構成比(%)	回答企業数	構成比(%)
製造業	1,367	33.0	非製造業	2,772	67.0	
食品	187	4.5	建設	318	7.7	
織物	64	1.5	販売	793	19.2	
木材・木製品	39	0.9	小売	379	9.2	
紙・パルプ	25	0.6	不動産・物品賃貸	193	4.7	
化学	121	2.9	運輸	505	12.2	
窯業・土石	37	0.9	サービス	376	9.1	
鉄・非鉄	75	1.8	情報通信	50	1.2	
印刷	63	1.5	飲食店・宿泊業	158	3.8	
全業種	4,139	100.0				

実施・検討の動機(外部からの要請)



- 製造業、特に「鉄・非鉄」「はん用・生産用・業務用機械」「電気機器」「輸送用機器」は、実施・検討の動機として「外部からの要請」を選択した割合が年々増加。特に輸送用機器の伸びが大きい。
- 非製造業では、「情報通信業」は増加を継続しているものの、ほかでは選択割合が減少している業種が多い。



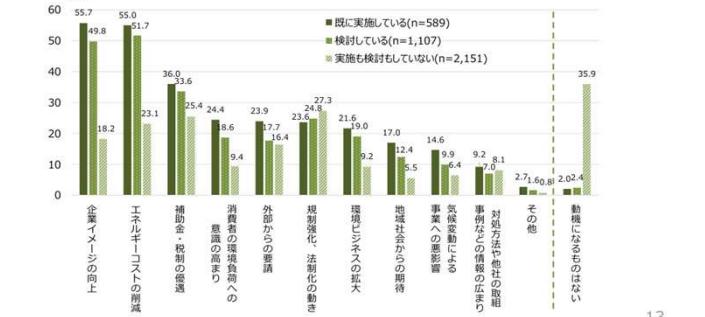
回答企業数：2025年7月689社、2023年7月864社、2021年7月593社

実施・検討の動機(方策の実施・検討状況別)



- 方策を実施・検討している企業では、その動機として「企業イメージの向上」や「エネルギーコストの削減」を挙げる割合が高い。
- 一方、方策を実施も検討もしていない企業では、動機になり得るものとして「規制強化、法制化の動き」が最も高い。それに続いて「補助金・税制の優遇」「エネルギーコストの削減」を挙げる割合も高く、コストメリットが重要視されていることがうかがえる。

【実施・検討の動機-方策の実施・検討状況別(複数回答可)】



回答企業数：3,847社 (方策の実施・検討状況の設問の回答企業数4,787社のうち、方策の実施・検討についても回答のあった企業数)

<プレスリリース>

https://www.shokochukin.co.jp/assets/pdf/nr_251031_03.pdf

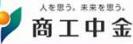
商工中金は今般、2025年7月に実施した「中小企業設備投資動向調査」の付帯調査である「中小企業のカーボンニュートラルに関する意識調査」の結果を公表しました。

<調査要旨>

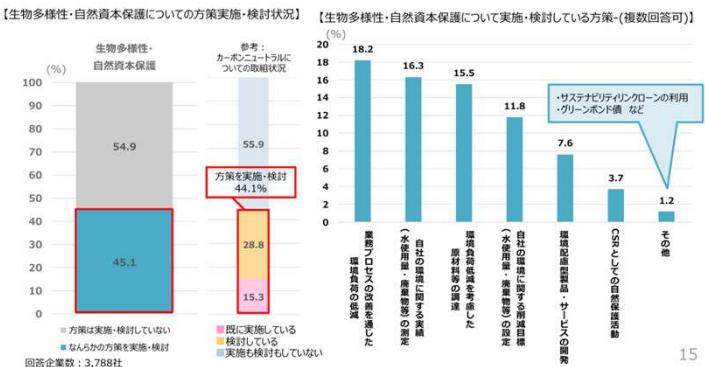
- カーボンニュートラルの影響を受けていると実感する企業は75.6%。過去調査と比較すると、「好影響」を挙げる割合が増加し、「悪影響」を挙げる割合は減少している傾向。
- カーボンニュートラルの影響への方策を実施・検討している企業の合計は、全体の4割超。
- 上記方策の具体的な内容については、「CO₂排出量の測定」が最も多く挙げられており、2023年7月の前回調査と比較しても大きく増加した。
- このほか、生物多様性・自然資本保護についても取組状況を調査した。生物多様性・自然資本保護について、なんらかの方策を実施・検討している割合は4割超と、カーボンニュートラルへの対応状況に並ぶ割合。

PIEMS-Lab解説は前スライド

生物多様性・自然資本保護についての方策の実施・検討状況



- 生物多様性・自然資本保護について、方策の実施・検討状況を聞いたところ、約45%の企業は何かしらの方策を実施・検討している回答した。
- 実施・検討された方策として最も多かったのは「業務プロセスの改善を通じた環境負荷の低減」。



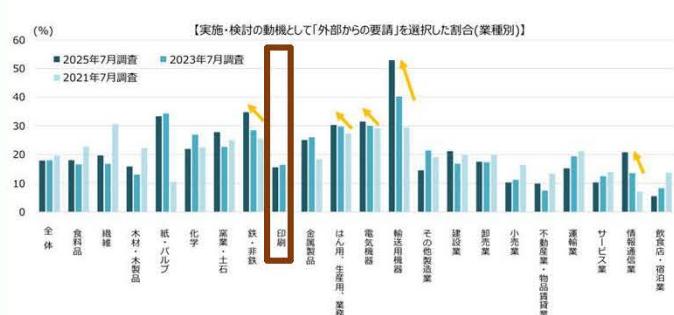
回答企業数：3,788社
商工中金「中小企業のカーボンニュートラルに関する意識調査」2025年10月31日 <https://www.shokochukin.co.jp/report/data/assets/pdf/futai202510.pdf>

生物多様性

商工中金「中小企業のカーボンニュートラルに関する意識調査」

実施・検討の動機(外部からの要請)

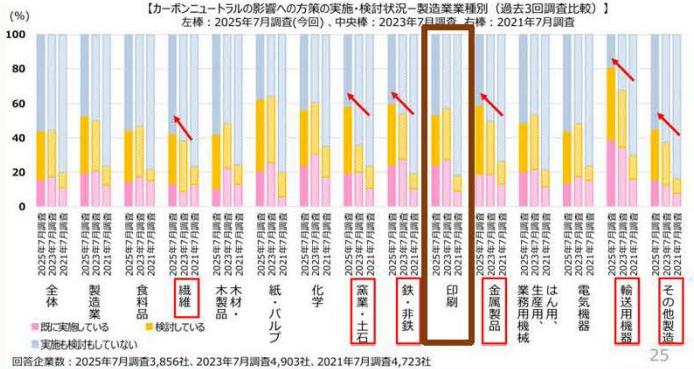
- 製造業、特に「鉄・非鉄」「はん用、生産用、業務用機械」「電気機器」「輸送用機器」は、実施・検討の動機として「外部からの要請」を選択した割合が年々増加、特に輸送用機器の伸びが大きい。
- 非製造業では、「情報通信業」は増加を続いているものの、そのほかでは選択割合が減少している業種が多い。



回答企業数：2025年7月689社、2023年7月864社、2021年7月593社

カーボンニュートラルの影響への方策の実施・検討状況(製造業)

- 実施割合は、ほとんどの業種で前回調査に比べ減少しているが、「輸送用機器」は3回連続で増加。既に実施している割合は4割にせまる状況で、製造業平均の約2倍。
- 「実施」と「検討」を合わせて見ると、「輸送用機器」のほか、「織維」「窯業・土石」「鉄・非鉄」「金属製品」「その他製造」と、製造業13業種のうち6業種で前回調査から取組が進んでいる。



回答企業数：2025年7月調査3,856社、2023年7月調査4,903社、2021年7月調査4,723社

実施・検討している具体的な方策(業種別)

- 特に自社のCO2排出量の測定・目標設定については、「輸送用機器」の取組が進んでいる。

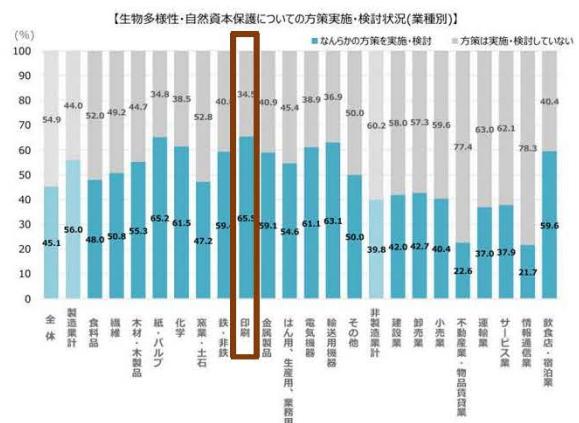


※各項目で、製造業・非製造業のそれぞれ最も取組割合が高い業種を赤字で、二番目に割合の高い業種を青字で表記した。

(単位：%)

31

生物多様性・自然資本保護についての方策の実施・検討状況(業種別)



回答企業数：3,788社

生物多様性・自然資本保護についての方策の実施・検討状況(業種別)

	達成業務プロセスの改善 環境負荷低減等の実績水準の測定	自社の環境に用意する 環境負荷低減等の実績水準の測定	原材質等の調達を 環境負荷低減等の実績水準の測定	自社の環境に用意する 環境負荷低減等の実績水準の測定	環境配慮型製品・ サービスの開発
全体(n=3,788)	18.2	16.3	15.5	11.8	7.6
製造業計(n=1,251)	20.9	27.1	21.2	18.5	9.8
食品品(n=171)	17.5	19.3	16.4	15.2	8.8
織維(n=61)	14.8	21.3	27.9	18.0	9.8
木材・木製品(n=38)	10.5	5.3	44.7	7.9	10.5
紙・パルプ(n=23)	13.0	43.5	26.1	30.4	26.1
化学(n=104)	20.2	30.8	26.9	22.1	20.2
窯業・土石(n=36)	16.7	19.4	25.0	5.6	11.1
鉄・非鉄(n=64)	26.6	32.8	18.8	20.3	4.7
印刷(n=58)	25.9	29.3	41.4	13.8	12.1
金属製品(n=220)	23.2	32.3	15.9	20.5	5.9
はん用・業務用機械(n=152)	21.7	30.9	18.4	21.1	10.5
電気機器(n=72)	26.4	31.9	22.2	26.4	4.2
輸送用機器(n=64)	35.7	35.7	20.2	26.2	6.0
その他製造(n=168)	14.3	19.6	16.7	11.9	11.3
非製造業計(n=2,537)	16.8	11.0	12.7	8.5	6.5
建設業(n=286)	15.0	12.9	14.7	8.7	5.2
卸売業(n=742)	17.7	8.8	15.6	7.3	9.6
小売業(n=342)	15.2	9.6	13.2	9.1	7.6
不動産業・物品販賣業(n=177)	9.0	5.6	5.6	4.5	4.5
情報通信業(n=45)	19.9	11.2	10.1	8.3	3.1
サービス業(n=346)	17.1	11.8	9.5	9.5	7.2
飲食店・宿泊業(n=141)	6.5	6.5	6.5	2.2	4.3

※各項目で、製造業・非製造業のそれぞれ最も取組割合が高い業種を赤字で、二番目に割合の高い業種を青字で表記した。

商工中金「中小企業のカーボンニュートラルに関する意識調査」2025年10月31日 <https://www.shokochukin.co.jp/report/data/assets/pdf/futai202510.pdf>

「印刷」n=58

自社のCO2排出量の測定	29.3%
太陽光などの自家発電設備の導入	12.1%
業務プロセスの改善を通じた省エネ	22.4%
太陽光設備等以外の省エネ設備(建物・車両等)の導入	15.5%
自社のCO2排出量の削減目標の設定	24.1%
自社製品やサービスの環境面に配慮した仕様変更	22.4%
事業活動に伴う輸送経路の効率化	5.2%
CO2排出量の低い原材料などの調達	12.1%
電力購入の際にCO2フリープラン等、再エネ利用・省エネプランへ加入	6.9%
CO2排出量削減等に関する認証取得	15.5%
CO2排出量削減等に関する証書・クレジットの購入	6.9%

「印刷」n=58

業務プロセスの改善を通じた環境負荷の低減	25.9%
自社の環境に関する実績(水使用量・廃棄物等)の測定	29.3%
環境負荷低減を考慮した原材料等の調達	41.4%
自社の環境に関する削減目標(水使用量・廃棄物等)の設定	13.8%
環境配慮型製品・サービスの開発	12.1%

環境経営

政府などの公表

- ・ エコアクション21ガイドライン 追補版～エコアクション21アドバンスト～の公表(環境省2025/1/17) ppt作成

情報開示

- ・埼玉県県、サステナ経営の新認証 プライム市場の開示義務化意識 チェックシートも開発 中小への波及にらみ先手(2025/1/25 日経)
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0102/sdgs/kigyouinnsyou.html>
- ・金融庁、時価総額5000億円以上1兆円未満の企業は2029年3月期からSSBJ適用(2025/1/4 Sustainable Japan)
- ・**欧州議会**、CSRDとCSDDDの**簡素化**法案可決。CSRDは従業員1750人以上に(2025/1/20 Sustainable Japan)
- ・EU理事会、EUDR**簡素案**で方針採択。零細・小規模事業者は2027年6月30日から(2025/1/21 Sustainable Japan)
- ・**欧州議会**、森林伐採製品の規制法**簡素化**賛成多数で可決(2025/1/203 環境新聞)
- ・EU理事会と**欧州議会**、森林破壊防止規則のさらなる適用延期と手続き**簡素化**で暫定合意(2025/1/23 日経)

SSBJ

- ・引用省略

その他

- ・商工中金調査、中小企業のカーボンニュートラル・生物多様性への対応は4割超(2025/1/6 環境ビジネス) ppt作成
- ・脱炭素経営「GX500」、ソフトバンク1位・豊田通商2位 本社調査(2025/1/29 日経)
- ・SDGsへの取り組み評価、ソフトバンクやキリンHDなど上位 日経調査(2025/1/20 日経)
- ・第26回グリーン購入大賞、スーパーホテル「CO₂実質ゼロ泊」に環境大臣賞(2025/1/204 環境ビジネス)
経済産業大臣賞:amu
農林水産大臣賞:日本サステイナブル・レストラン協会
- ・フランス環境移行庁、グリーンウォッシュ対策ガイドを発表(2025/1/22 EICネット)

エコアクション21ガイドライン 追補版 ～エコアクション21アドバンスト～ の公表

エコアクション21アドバンストの要求事項

要求事項1'

(1) エコアクション21アドバンストに取り組む組織は、GHGプロトコルに基づき、出資比率基準または支配力基準のいずれかに従って連結した組織を対象とする

要求事項4'

(1) 組織は、GHGプロトコルに基づき、事業活動に伴うScope1、Scope2排出量を算定する。算定対象ガスはCO₂、CH₄、N₂O、HFCs、PFCs、SF₆、NF₃とし、算定結果をCO₂換算値(tCO₂e)で示し、算定根拠となる活動量データ、排出係数、計算方法を示す。

(2) 初回登録時には、排出量データが入手可能な基準年を設定し、当該年の年間温室効果ガス排出量を把握する。

(3) 事業者が重大な構造的変化を受けた場合や算定方法を変更した場合には、基準年の排出量を再計算し、その根拠や背景と合わせて示す。

要求事項6'

(1) 環境経営目標および環境経営計画には、温室効果ガス排出量の削減に関する項目を含める。

(2) 環境経営目標の策定において、温室効果ガス排出量については、検証可能な排出データが入手可能な年を基準年として選択し、かつ当該基準年を選択した理由を説明する。

要求事項9'

(1) 定期的に(原則毎年度)作成し公表する環境経営レポートにおいて、GHGプロトコルに基づく温室効果ガス排出報告を記載する。

項目	EA21	エコアクション21アドバンスト
1 対象組織	・原則として法人単位で全組織・全活動を対象	・支配力を有する連結した組織を対象
4 把握すべき環境負荷項目	・二酸化炭素(CO ₂)排出量の算定を必須 <small>※Scope1相当はエネルギー使用のみで化学反応、焼却等は対象外。Scope2相当は電力のみで熱、冷水、蒸気の購入は対象外。</small>	・Scope1、Scope2排出量を算定 ・算定対象ガスはCO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFCs、PFCs、SF ₆ 、NF ₃
6 環境経営目標 環境経営計画	・具体的な目標と手段を策定 <small>※カーボンオフセット等を用いたデータ報告は審査において認めていない。</small>	・GHG排出量削減の項目を含む ・基準年を設定
9 環境コミュニケーション	・PDCAを盛り込んだレポートを作成	・GHG排出報告を作成

エコアクション21アドバンストの受審に向けたステップ



アドバンスト認証審査の受審へ



PIEMS-Lab解説 (Web未掲載)
環境省は、GHGプロトコル準拠に対応した「エコアクション21アドバンスト」をエコアクション21(EA21)の追補版として公表しました。

EA21は、1996年に開発された主に中小事業者向けに環境マネジメントシステムで、2004年には認証制度を創設しました。2025年9月末時点では、7,564事業者が認証登録を受けています。EA21は、認証を取得すると環境情報の公開義務があるものの、取得の際に認証審査員から助言を受けられるなど、ISO14001と比較して認証取得がしやすく、日本国内のみで事業展開する事業者にとっては環境経営実践企業の証として有効なマネジメントシステムです。

GHGプロトコルへ準拠するために追加された要求事項は4項目で、①組織単体から連結対象組織へ拡大する、②Scope1およびScope2の算定対象を6ガスに拡大し、基準年を設定する、③環境経営目標および環境経営計画にGHG排出量削減の項目を含める、④環境経営レポートにGHGプロトコルに基づく温室効果ガス排出報告を記載する、です。この要件を満たすことにより、「エコアクション21アドバンスト」の認証を受けられます。認証取得によって排出量自体は第三者保証の扱いにはなりませんが、中小企業版SBTなど国際イニシアチブへの申請やCDP質問票への回答などにおいて、GHGプロトコルに準拠したことの証明として活用できます。

公害関連

環境省報道発表

- ・ 「河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件」(告示)の改正等について(お知らせ) ppt作成
- ・ 「大気汚染物質に係る環境基準の見直しについて(第一次答申)」について(お知らせ) ppt作成
 - 光化学オキシダントの新環境基準 8時間値0.07ppm以下 中環審小委が第1次答申案(2025/1/10 環境新聞)
 - 光化学オキシダント環境基準見直し 環境省 中環審から答申受理(2025/1/17 環境新聞)
- ・ 産業廃棄物の不法投棄等の状況(令和6年度)について ppt作成

情報サイトから

- ・ 化学物質、一元的に管理 来秋にも開始、国内外1万社照準(2025/1/17 日経) ppt作成
- ・ 南極オゾンホール、25年はピーク比3割縮小 NASA「国際条約の成果」(2025/1/27 日経)

河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項及び第2項に基づき、「河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件」(平成21年3月環境省告示第14号)の一部改正について告示しました。本告示により、生活環境の保全に関する環境基準について、暫定目標の期限を迎えた3つの湖沼における類型指定及び暫定目標を見直しました。

本告示は、中央環境審議会から環境大臣への答申「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直しについて」(令和7年9月12日)を踏まえたものです。

政令別表 による名称	水域	水域 類型	達成期間		(参考) 現行の類型
相模川水系の相模川 (桂川を含む。)	相模ダム 貯水池 (相模湖)	湖沼 II	二 (※)	(※)当分の間の暫定目標 全窒素:0.97 mg/L 全燐 :0.074 mg/L	湖沼 II 全窒素:令和7年までの暫定目標 1.0mg/L 全燐 :令和7年度までの暫定目標 0.080 mg/L
	城山ダム 貯水池 (津久井湖)	湖沼 II	二 (※)	(※)当分の間の暫定目標 全窒素:0.92 mg/L 全燐 :0.037 mg/L	湖沼 II 全窒素:令和7年度までの暫定目標 1.0mg/L 全燐 :令和7年度までの暫定目標 0.042 mg/L
江の川水系の江の川	土師ダム 貯水池 (八千代湖)	湖 II	二 (※)	(※)当分の間の暫定目標 全窒素を除く 全燐 :0.017 mg/L	湖沼 II 全窒素:令和7年度までの暫定目標 0.43 mg/L 全燐 :令和7年度までの暫定目標 0.018 mg/L

PIEMS-Lab解説 (Web未掲載)
水質汚濁の環境基準の暫定目標が設定されている水域のうち、相模ダム貯水池(相模湖)、城山ダム貯水池(津久井湖)および土師ダム貯水池(八千代湖)について、窒素および燐の基準が見直されました。ただし、環境基準は「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標です。事業者にとっては影響はありません。

「大気汚染物質に係る環境基準の見直しについて（第一次答申）」について

令和7年5月22日（木）から同年10月28日（火）にかけて、中央環境審議会大気・騒音振動部会大気汚染物質小委員会において、光化学オキシダントの環境基準見直しについて検討・審議が行われ、令和7年12月11日（木）に、中央環境審議会会长から「大気汚染物質に係る環境基準の見直しについて（第一次答申）」が環境大臣へ【別紙1】（引用省略）のとおり答申されました。

（1）答申の内容（一部抜粋）

- 令和7年3月25日付け諮問第630号により中央環境審議会に対してなされた「大気汚染物質に係る環境基準の見直しについて（諮問）」については、別紙のとおりすることが適当であるとの結論を得たので、答申する。
- これに基づき、光化学オキシダントに係る新たな環境基準は別表のとおりとすることが適当である。

物質	環境上の条件	測定方法
光化学オキシダント	オゾンとして、8時間値が0.07ppm以下であり、かつ、日最高8時間値の1年平均値が0.04ppm以下であること。	紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

備考：光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

（2）答申別紙「中央環境審議会大気・騒音振動部会大気汚染物質小委員会報告」の概要

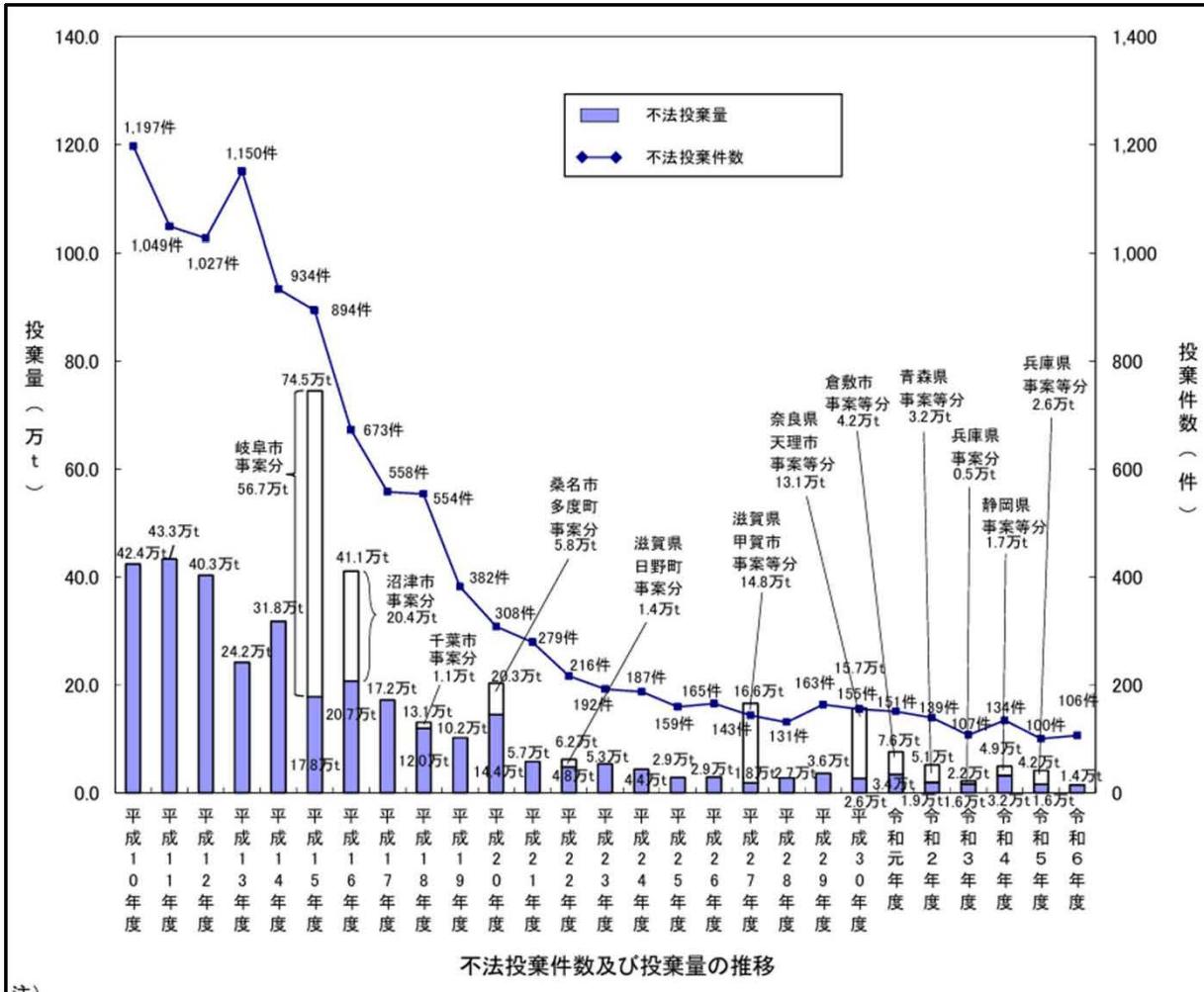
- 昭和48年、健康影響の知見に基づき「1時間値が0.06ppm以下であること。」と設定された光化学オキシダントに係る環境基準では、告示に先立って中央公害対策審議会よりなされた答申において、健康影響の他、植物被害等生活環境に及ぼす影響などについての調査研究の推進等の課題が示され、様々な研究が進められてきた。
- 今回の再評価において、短期曝露による健康影響評価にあたっては、濃度等がコントロールされている人志願者実験から候補値を導出し、その値をさらに疫学知見と比較して検討した。その結果、1時間値0.12ppmと8時間値0.07ppmの2つが導出された。それぞれについて常時監視のデータに基づいて検討したところ、8時間値を達成することで1時間値も満たせることから、8時間値のみとすることが適切とした。
- 長期曝露による健康影響評価においては疫学知見を収集し、知見ごとの信頼性を評価した上で、日最高8時間値の年平均値0.04ppmを候補とした。また、植物影響については国内知見をとりまとめ、健康影響から導いた日最高8時間値の年平均値0.04ppmで、植物影響についても保護的になると結論づけた。

PIEMS-Lab解説（Web未掲載）

光化学オキシダントは環境基準の達成率が極めて低く、環境基準自体の見直しが行われている。令和4年3月から令和6年4月にかけて開催した検討会で、光化学オキシダントの健康影響及び植物影響に関する知見をとりまとめ。令和6年12月から令和7年1月にかけて開催した検討会で、光化学オキシダントの健康影響に係る環境基準の再評価に資する定量評価の結果をとりまとめ、また、植物影響についても、これまでに得られた定量評価の結果をとりまとめ。これらに基づき、中央環境審議会大気・騒音振動部会大気汚染物質小委員会において、令和7年5月22日から2回にわたり、定

量評価について審議。令和7年8月6日から9月5日にかけてパブリックコメントを実施し、今回の発表に至っている。光化学オキシダントの発生原因のひとつに印刷産業から排出されるVOCが挙げられ、大気汚染防止法の下の規制と印刷産業の自主的取組みにより発生対策が取られている。今回の環境基準の見直しが行われても、現在の発生対策の強化とはならない。

産業廃棄物の不法投棄等の状況（令和6年度）



調査結果の概要

- (1) 令和6年度に新たに判明した不法投棄事案
 - ・ 不法投棄件数 106件 (前年度100件) [+6件]
 - ・ 不法投棄量 1.4万トン (前年度4.2万トン) [-2.8万トン]
- (2) 令和6年度に新たに判明した不適正処理事案
 - ・ 不適正処理件数 113件 (前年度121件) [-8件]
 - ・ 不適正処理量 6.0万トン (前年度5.0万トン) [+1.0万トン]
- (3) 令和6年度末における不法投棄等の残存事案
 - ・ 残存件数 2,920件 (前年度2,876件) [+44件]
 - ・ 残存量 999.1万トン (前年度1011.2万トン) [-12.1万トン]

注)

不法投棄件数及び投棄量の推移

- ※量については、四捨五入で計算して表記していることから合計値が合わない場合がある。
1. 都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄事案のうち、1件あたりの投棄量が10t以上の事案（ただし、特別管理産業廃棄物を含む事案は全事案）を集計対象とした。
 2. 白抜き部分については、次のとおり。
 - 平成15年度: 大規模事案として報告された岐阜市事案
 - 平成16年度: 大規模事案として報告された沼津市事案
 - 平成18年度: 平成10年度に判明していた千葉市事案
 - 平成20年度: 平成18年度に判明していた桑名市多度町事案
 - 平成22年度: 平成21年度に判明していた滋賀県日野町事案
 - 平成27年度: 大規模事案として報告された滋賀県甲賀市事案、山口県宇部市事案及び岩手県久慈市事案
 - 平成30年度: 大規模事案として報告された奈良県天理市事案、平成28年度に判明していた横須賀市事案、平成29年度に判明していた千葉県芝山町事案(2件)
 - 令和元年度: 平成26年度に判明していた山口県山口市事案、平成28年度に判明していた倉敷市事案
 - 令和2年度: 大規模事案として報告された青森県五所川原市事案、栃木県鹿沼市事案、京都府八幡市事案、水戸市事案
 - 令和3年度: 大規模事案として報告された兵庫県加古川市事案
 - 令和4年度: 大規模事案として報告された静岡県掛川市事案、兵庫県加西市事案、兵庫県上郡町事案
 - 令和5年度: 大規模事案として報告された兵庫県上郡町事案、和歌山県橋本市事案
 3. 硫酸ピッチは本調査の対象から除外している。
 4. フェロシリト事案は本調査の対象から除外している。
 - なお、フェロシリトは埋立用資材として、平成13年8月から約72万tが販売・使用されたが、その後、製造・販売業者が有害な廃液を混入させていたことがわかり、不法投棄

CMPコンソーシアム設立

JAMPはCMPコンソーシアムへの改組により、URLが変更になりました（2025年10月30日）

このたびJAMP（Joint Article Management Promotion-consortium）は、活動体制を再編し、2025年10月29日付で「CMPコンソーシアム（Chemical and circular Management Platform Consortium）」と改組しました。

CMPコンソーシアムでは、これまでのJAMPの成果を継承しつつ、化学物質情報管理のさらなる高度化と国際的な連携強化を目指して活動を進めてまいります。

新URL: <https://cmp-consortium.com>

<https://cmp-consortium.com/news/top/?p=6055>

CMPが目指す姿

将来の資源循環社会実現に向けて、環境情報を正しく、早くつなぐ。

日本の製造業が不確実性の時代で様々な課題に直面する中、

グローバルサプライチェーンの重要性がより一層増しています。

CMPは、グローバルで求められる製品含有化学物質情報や資源循環情報等を
サプライチェーン全体でつなぐ、日本発のプラットフォームサービスです。

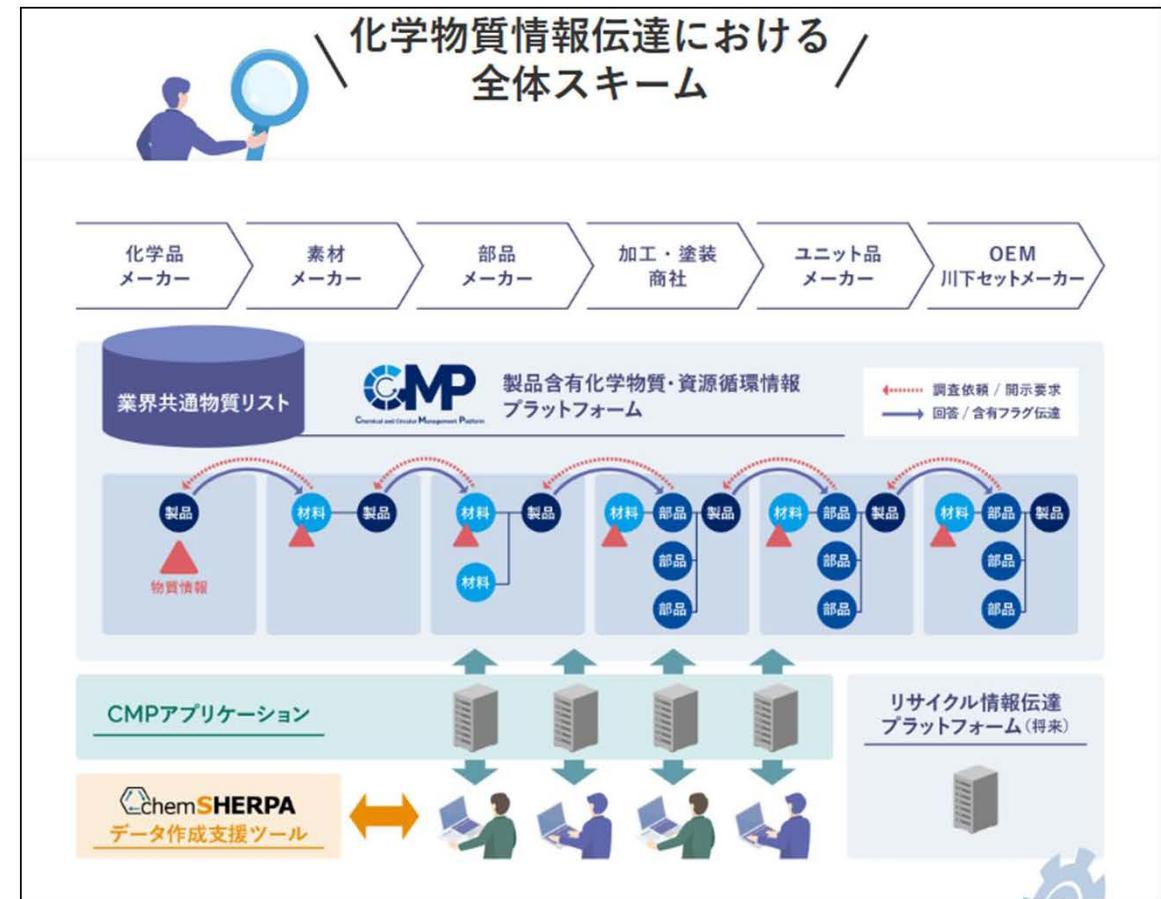
※CMPとはChemical and circular Management Platformの略称

PIEMS-Lab解説（Web未掲載）

製品に含まれる化学物質の情報伝達は、印刷産業では刷込みは薄いですが、アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP:Joint

Article Management Promotion-consortium）が2016年に運用を開始したchemSHERPAが現在主流になっています。ただし、が提唱するウラノス・エコシステム（自動車・蓄電池トレーサビリティ管理システム）との連携により構築したプラットフォームです。2026年1月までベンダー間テスト、3月まで総合テスト、4月から一般ユーザーを入れた実証を経て、9月に本格稼働する予定です。CMPのため、chemSHERPAを使用しても、調査対象物質が追加されると情報伝達に多大な負荷がかかっていたり、川下企業が保有する完成品

の情報がリサイクルを行う静脈企業に伝達されなかったりする課題がありました。これらの課題を改善する目的で開発されたのがCMP（Chemical and circular Management Platform）で、chemSHERPAデータのインプット、アウトプット機能を踏襲し、経済産業省が提唱するウラノス・エコシステム（自動車・蓄電池トレーサビリティ管理システム）との連携により構築したプラットフォームです。2026年1月までベンダー間テスト、3月まで総合テスト、4月から一般ユーザーを入れた実証を経て、9月に本格稼働する予定です。CMPのため、chemSHERPAを使用しても、調査対象物質が追加されると情報伝達に多大な負荷がかかっていたり、川下企業が保有する完成品



印刷関連

- ・共同印刷、温室効果ガス排出量に関する第三者保証取得(2025.10.10 印刷ジャーナル)
- ・日印産連、2025GP環境大賞等表彰式を挙行(2025.10.14 印刷ジャーナル)
- ・全印工連、「印刷のチカラ、再起動!」-創立70周年記念行事を盛大に挙行(2025.10.14 印刷ジャーナル)
- ・共同印刷、「経団連生物多様性宣言イニシアチブ」に参画(2025.10.31 印刷ジャーナル)
- ・KOMORI、温室効果ガス(GHG)排出量の第三者保証を取得(2025.11.04 印刷ジャーナル)
- ・全印工連『SR調達と公民連携でつくる地域のミライ～選ばれる企業になるための実践ガイド～』を発刊、自治体と協働関係を築くためのヒント提案(2025.12.09 ニュープリネット)
- ・東印工組、2026年1月よりCO₂排出量算定システムを順次リリース(2025.12.16 印刷ジャーナル)
- ・ジャグラ神奈川 創立60周年記念誌「NEXT KANAGAWA 印刷のその先へ—世代を超えてつなぐ、創造のバトン」を刊行(2025.12.16 ニュープリネット)

